

第16回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年10月3日 （月） 10時00分

場 所： 松浦シティホテル

第16回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年10月3日(月)				開会時刻	10時00分
					閉会時刻	15時49分
会議の場所	松浦シティホテル					
出席した 委員 29名中 26名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志
	委員	村田 末廣	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明
	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ	委員	太田 末男
	委員	山口 芳正	委員	永田 俊子	委員	井筒 清治
	委員	廣瀬 茂好	委員	森 眞一	委員	村田 茂實
	委員	大畑 安盛	委員	星野 孝通		
欠席した委員 3名欠席	委員	志水 正司	委員	日高 雅之	委員	前田 次男
規約第10条第4 項の規定により出席した者の職名 7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田 豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田 鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第16回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年10月3日(月)10時00分～

【場所】松浦シティホテル 2階ホール

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

【調整結果報告事項】

- * 調整結果報告第21号(協定項目5号)事務機構及び組織に関する事
- * 調整結果報告第22号(協定項目10号)地方税の取扱いに関する事(その2)
- * 調整結果報告第23号(協定項目11号)一般職の職員の身分の取扱いに関する事
- * 調整結果報告第24号(協定項目18号)各市の慣行の取扱いに関する事
- * 調整結果報告第25号(協定項目25号)情報公開関係の取扱いに関する事
- * 調整結果報告第26号(協定項目26号)消防、防災関係の取扱いに関する事(その2)

4. その他

5. 閉会

午前10時 開会

大久保事務局長

お待たせいたしました。ただいまから第16回松浦地域合併協議会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

松浦地域1市2町の合併協議会の発足から1年を経過いたしまして、第16回の協議会を迎えることとなりました。本日は、御案内をいたしましたところ、委員皆様にはお忙しい中、お繰り合わせ御出席をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

さて、一昨日は、県内9番目の合併により、人口4万の新しい平戸市が誕生いたしました。当地域も来年1月の新しい松浦市の発足まで3カ月を切りまして、合併の調整作業も大詰めを迎えてまいりました。

本日は、517点の応募の中から市章候補選定委員会に絞っていただきました市章候補5作品の報告のほか、事務機構及び組織、一般職の職員の取り扱いの報告など、合併までに調整するとして残ってありました協定項目のすべての調整結果を報告させていただき、議論を交わしてまいりたいと思っております。

どうか本日も、委員皆様方にはいろんな角度から御意見を賜り、よりよい協議が進みますよう心からお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日もどうぞよろしく願いをいたします。

大久保事務局長

それでは、第16回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づき、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長をお願いいたします。

吉山会長

それでは、協議会規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、調整結果報告第21号（協定項目第5号）でございますが、事務機構及び組織に関することから始めてまいります。

議題とし、総務部会長から報告願います。

末吉総務部会長

おはようございます。総務部会、松浦市の末吉と申します。よろしくお願いたします。
座って説明させていただきます。

それでは、調整結果報告第21号（協定項目5号）事務機構及び組織に関することについて
協議調整を行いましたので御報告いたします。

議案の1ページをお開きください。

合併後の新市の事務機構・組織につきましては、「新市における事務機構及び組織の整備方
針に基づき、別紙のとおりとする。」とするものであります。

本件につきましては、本年1月26日の第9回協議会におきまして、新市の事務機構及び組
織の構築に関しては、その整備方針の基本的な考え方をお示しし、御確認をいただいております。
今回、この方針を基本に事務調整を行い、別紙のとおり事務機構案を提示するもの
であります。

別紙に新市における事務機構図案、いわゆる組織図案をお示ししておりますので、3ペー
ジをごらんいただきたいと思います。

今回の提示は、松浦市役所本庁を中心とする課並びに係及び福島、鷹島の支所の設置につ
いて御提案するものでございます。課ごと、また係ごとの職員数の配置につきましては現在
調整中でありますので、主に現在のところは確定した職員数の提示はいたしておりませんけ
れども、新市の組織として課、係の設置につきまして、この協議会で御確認をいただきたい
というふうに思います。

図には、本庁における組織の構成を、市長部局並びに市議会ほか各種行政委員会に属する
事務局又は課と、その所管に配置する係を記載しております。

今回のこの組織の編成に当たりましては、先の協議会で御説明申し上げましたとおり、現
に実施中の事務事業の継続性を考慮するとともに、それにふさわしい職員の配置を、また、
指揮命令系統の適正化を図るために、事実上市制を執行しております現松浦市の事務機構を
基本として調整を行ったものであります。

合併後は、業務として主に管理部門の統合と併せて、福島の地域、鷹島の地域が加わるこ
とによりまして、現松浦市の事務事業は、その地域的範囲が拡張するとともに、それぞれの
支所業務との連携というところで調整を図ったものであります。

それでは、組織図案に沿いまして、合併に際して現松浦市の組織と比較して整理を行いま
した主な点について説明いたします。

まず、総務課ですが、係として新たに法制係を設置するものであります。これは、合併に当たり現在新市の例規の整備を進めているところであります。合併後しばらくは新市として新たな例規の整備が予測され、その業務内容も専門性が高いことから、業務上、係分野として独立させることが必要と考えるものであります。

次に、政策調整室の設置であります。先の協議会で合併後の機構の再編、いわゆる行政改革につきましては、合併後も市として継続してこれに取り組むこととお話ししておりましたので、行政改革並びに地方分権の業務につきまして、また、合併後も想定されます事務調整作業と、併せて旧市町の単位で設置します地域審議会の事務局業務について、地域調整係と行革推進係の2係を設置するものでございます。

次に、財政課ですが、係として契約係を新たに設置するものであります。これは、土木工事、建築工事又は物品の購入や製造に関して、入札手続による契約案件について契約係で所管することとし、事業の起工並びに設計を管理する部署と隔離することによって、入札執行の適正化を図るものであります。

次に、保健年金課と福祉事務所でございますが、この両課に関しましては、相互の業務調整を図り、保健年金課に新たに医療係を設置して老人医療、福祉医療の2医療に係る業務処理を、また、従来保健年金課で処理していた介護保険係に係る業務を福祉事務所に移管するものであります。あわせて、保健センターに係る業務につきましても、健康推進係を同センター内に設置し、業務の一元管理を進めることとしております。このことによりまして、現松浦市の健康福祉課における保健業務と福祉業務の混在が整理され、業務が福祉関連6法律に限定する業務に集約されたことにより、新市の福祉業務組織としては福祉事務所として位置づけるものであります。

都市計画課につきましては、建築基準法が定める建築物の建築等に関する申請の確認業務、いわゆる建築確認に係る業務が権限移譲に伴い平成19年度より移管され、また、これに伴い建築主事養成のための研修期間を前年度までに措置する必要があります。今回の合併に際し、業務範囲を明確にするため、現松浦市で建築住宅係としていたものを、建築係と住宅係の2係として設置するものであります。

次に、病院事業につきましては、現松浦市民病院と鷹島診療所が公営企業会計を適用し、一方、福島診療所と青島出張診療所が特別会計により処理されているという会計処理上の相違から、当面、病院事業に当たってはそれぞれの機関が独立した運営を行うこととし、図案

にお示ししている機構上の位置づけとなるものであります。

次に、収入役の権限に属する事務機関として会計課を設置し、合併後は従前の1市2町が処理していた会計事務が集約されることに伴い、本庁業務量の増加が予測されることから、出納管理を行う出納係と帳票のチェックを行う審査係の2係をもって構成することとしております。また、福島並びに鷹島の支所につきましては、それぞれ会計課分室を設け、担当職員の配置により、支所管内での収納並びに払い出し等の業務について、窓口業務を維持継続できるよう措置するものであります。

次に、資料の5ページの方をごらんいただきたいと思います。

市議会を初めとする各種行政委員会等の組織の編成であります。それぞれ事務局を本庁に置き、業務の一元化を行うとともに、福島、鷹島の支所管内においては、現地における業務の取り次ぎ等の必要性から、必要に応じそれぞれ分室を設置し、業務に見合った担当職員の配置を行うものであります。ただし、その事務処理も考慮し、それぞれの業務の業務事務として、適正な職員を支所に配置したいと考えます。

次に、教育委員会についてであります。基本的には現松浦市が設置しております学校教育課、庶務課及び生涯学習課の3課の構成を基本とし、基本的な業務の指示系統は教育長のもとで本庁管理とし、福島、鷹島の支所管理下については、それぞれ分室を設け学校施設、社会教育施設、スポーツ施設の管理並びに地域行事等の対応について、地域に即した業務の展開を図るものであります。

なお、現鷹島町で水中考古学として実施されております元寇に関する文化財調査につきましては、新市組織として新たに文化財室を設置し、同室に文化財係を設け、鷹島歴史民俗資料館、鷹島埋蔵文化財センター、福島歴史民俗資料館について、本庁生涯学習課管理下で新市の基幹事業として一元管理を図ろうとするものであります。

次に、資料の6ページの方ですけれども、現福島町役場、鷹島町役場の新市支所としての構成であります。各支所長管理下に市長部局で総務管理課、市民福祉課、地域振興課、建設水道課の4課をもって構成し、総務管理課は主に本庁の総務、企画、財政、税務、選挙管理委員会、議会事務局、会計の分掌事務を、市民福祉課は主に本庁の市民生活、保健年金、福祉事務所の分掌事務を、地域振興課は主に本庁の農林、農業委員会、水産、商工観光の分掌事務を、建設水道課は主に本庁の建設、建築、住宅、下水道、水道の分掌事務をそれぞれ担任して、支所管内の住民窓口業務や管理下の各種施設の維持管理について必要な業務を行う

こととし、具体的な業務の遂行に当たっては、本庁関係課との連絡調整を密に行い、住民サービスの維持向上を目指すものであります。支所内の各課、各係については、記載のとおりでございます。

なお、鷹島で運行しております交通事業、いわゆる鷹島バスの取り扱いですが、この事業は地方公営企業として経営されている状況にありまして、地方公営企業法の規定と現在の運行管理等を考慮いたしまして、鷹島支所管内に交通課を設置し、島民の交通機関として引き続き新市での経営を行うものであります。

また、支所管内の教育委員会分室の設置により、教育振興係を設け、施設の規模や地域行事の実情に即した生涯学習指導ができるよう適切な人員配置を行う考えであります。

以上で新市の事務機構・組織に関する調整結果報告を終わります。

吉山会長

ただいま、調整結果報告第21号（協定項目5号）事務機構及び組織に関することについて総務部会長から説明がありました。

御質問、御意見を受けたいと思います。田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。こちらの方を見せられて、課が物すごく分散されているので、ちょっと多いなという気がします。一つずつ聞きますので、答えられるだけ答えてください。

3ページです。

企画振興課のダム・火電対策係というところなんですけど、こちらの方は4ページの建設課のそちらの方に移行するものじゃないかなと思っています。いかがでしょうか。

それと建設課と都市計画課、こちらの方が分けてあられるのだけど、こちらの方は一緒にできてもいいんじゃないかと思いました。

それとあと下水道課と水道課、こちらの方も水道課として下水道課は吸収された方がいいんじゃないかと思いました。

それから、5ページ開いてください。

学校教育課と庶務課と分かれていらっしゃるんですけど、学校給食、庶務係の方ですね、学校施設係、こちらの方は学校教育課の方に吸収されていいんじゃないかと考えましたけど、いかがでしょうか。

このように、何かすべて分散されているので、市民が窓口に来たときに、何課に回ってく

ださい、何課に回ってくださいとたらい回しになってしまうので、課を少し縮小された方が
いいと思います。それに、人件費を思う存分削減できなかつたら、課長クラスの人たちを減
らすとか、降格するとか、そういう姿勢が欲しいなと思いました。

済みませんが、今の方の私の質問したことに答えられる分だけ答えてください。よろし
くお願いします。

吉山会長

事務局いいですか、はい。

末吉総務部会長

それじゃ、今の田中委員からの御質問ですけれども、まず企画振興課のダム・火電対策室
でございますけれども、これは御存じかと思われまして、先の合併協議会での視察の折にご
らんいただいたと思いますが、松浦市の上志佐の笛吹地区にダムを県営事業として設置する
工事が行われておりますけれども、これに対する業務の関係であります、主にダム建設に
対する地域での振興対策ということで行っておりまして、どちらかという、ハード工事と
いうよりも地域の振興策の担当窓口として設置したものでありまして、企画振興課に置いて
おります。

建設課と都市計画課でございますけれども、建設課は通常の一般の土木工事等をやっている、
道路とか河川とかの維持管理、新設等をやっている通常の建設業務でありますけれども、
都市計画課につきましては、都市計画法に基づく地域指定がありまして、この法律のもとで
やる業務でありまして、土地区画整理とか、最近でありますと西九州自動車道の関係業務を
担任して行っているところでございまして、通常の土木業務と分離してやった方が今のとこ
ろよろしいということで、松浦市の方では分離させている状況であります。

それから、下水道課と水道課の関係ですけれども、水道課は主に上水を扱っておりまして、
簡易水道を除いては企業会計ということでやっております。特に松浦の場合、下水道課を2
年前に設置したわけですが、御存じのとおり、下水道事業を始めたばかりでございま
して、一応ハード的な工事が落ちつくまで、担当課として下水道課を設置しておりまして、
これが完了しまして維持管理の段階になりますと、下水と上水合わせたところで一つの組織
とすることができるというふうに思っております。

教育委員会の学校教育課と庶務課の関係ですけれども、まず学校教育課の方については、
どちらかという施設等の管理ではなくて、学校の教育部門の指導を教育指導主事というこ

とで県の教職員の方の派遣を受けて、学校の教育指導という観点からやっている部署でありまして、特に庶務課の方におきましては、市が設置しております学校施設の管理という部門と学校の運営を行うために必要な庶務的な業務、その一環で給食というものをとらえておりまして、課としては、学校の教育指導を行う学校教育課と学校の施設等の運営を管理していく庶務課と一応分けている状況であります。

吉山会長

はい、どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。いろいろ答えてもらったんですけど、国の方でも言われているので、行革ということで人件費削減とか、そちらの方をしきりに財政事情で言われているので、こんなに課を分散されて課長をふやすと、それだけ人件費がふえるということなんですよ。だから、なるべく縮小される部分の課は縮小していてもいいと思うんです。松浦市の1市2町のこれからの将来的な見通して、この課は必要だとか、例えば、こういう企業を入れるなら企業推進係とか誘致推進係とか、そちらの方を優先して課をつくらうとか、そういう将来を通した選択をしてもらいたいと思うんです。課が余りにあり過ぎて、こんなに課長級の人件費をたくさんつくらなきゃいけないのかなと思いました。

いろいろありがとうございました。

吉山会長

村田委員が先ほど、はい、どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。まず、事務機構及び組織についてお伺いいたしたいと思いますが、調整内容に、新市における整備方針として4項目ほどすばらしい文言が述べられております。これによりますと、市民への行政サービスは低下しないよう十分配慮されており、大変喜ばしいことと思います。

そこで、ページ3から4、5、6において、新市の本庁及び支所の行政機構図案が示されておりますけれども、これに対して人員定数、これについて先ほど事務局の方から配置人員については検討されておるような説明ではなかったと思いますけれども、この機構図案を私たち検討する中において、やはり配置人員というのが最重要に思うわけです。こういったおよその配置人員でも示されられないものかどうか、まず、その点についてのお考えをお願い

いたしたいと思います。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

末吉総務部会長

それでは、ただいまの御質問ですけれども、職員数が松浦で320人、福島が62人、鷹島が67人ということで449人、約450人の職員がおりまして、この職員について、今申し上げました組織図を基本に、職員の配置について現在調整中でございます。正確な数字の御提示はなかなか現段階でできませんけれども、今おっしゃった内容で言いますと、福島とか鷹島の支所管内においてどうなるのかという御心配があられるのかなというふうにとらえます。

現在まで調整する内容でありますと、福島管内では今申し上げたように62人職員がおりまして、この中には病院とか保健師とかそういうものも入ってくるわけでございますけれども、現在のところ、福島の今の役場の管内で従事する職員数につきましては、先ほど機構図の中で支所長以下4課、教育分室等お示ししておりますけれども、約三十四、五人ぐらいの職員の配置を行うんではないかというふうに考えています。

鷹島につきましては、交通課という鷹島バスの運営が特殊なものがございまして、5課と教育分室と含めまして約三十六、七人ぐらいの配置になるのではないかというふうに思います。ただし、申し上げましたのは、病院とか保健師さんとか文化財の関係とかというのは、バスもですね、現地に配置する職員としてとらえているところというふうに考えます。

吉山会長

村田委員どうぞ、継続して。

村田委員

はい、わかりました。職員の定数については、これは当然条例で定められていることと思っておりますけれども、機構図案が示される以上、おおよその配置人員が示されると、私たちも内容がわかりやすく思うわけです。何課できて職員がどの程度配置されるのか。

私は、鷹島町の例を申しますと、地域振興課というのが今回支所で新たに機構図が示されておりますけれども、この中で特に重視しなければならないというのが、うちの基幹産業、まず、農業でも同じですけれども、水産業でも同じですけれども、畑総事業を終えて、現在、葉たばこを中心に、あるいは肉用牛など営農が認められておるわけですが、そういった中で、現在、例えば5名なら5名の職員を配置しております。合併すると何名になるのか

なということも考えます。

しかし、合併はあくまでも、先ほどから話が出ておりますように、行財政改革がねらいということも十分承知しております。しかし、地場産業の振興をさせるためには、やはり行政の指導、これは不可欠と思います。やはり島の場合、うちの場合は特に飛び地でございますので、この地場産業の振興のためには、それなりの行政の方がおって指導していかなければ到底できないのではないかなと思います。

だから、養殖トラフグにしてもそう、漁船漁業、吾智網漁業にしてもですけれども、また、陸上養殖施設等の話も浮上しております。もろもろ、こういった地場産業の振興を図っておる中で、地域振興課に何名の職員が配置されるようになるかということを考えるもんですから、そういった職員の配置についてお伺いしたわけです。できたらですね、できるだけ水産係、あるいは農業、農林係、こういったことについての職員の配置については特段のひとつ配慮をお願いして、私の要望とこれはいたします。

以上です。

吉山会長

はい、ありがとうございました。

先ほど松本委員から挙がっておりましたので、金内さん、ちょっと待っておってください。松本委員どうぞ。

松本委員

福島町の松本でございます。支所長の権限についてお尋ねしたいと思います。

支所長には課長級を充てるということであろうと思っておるわけでございますが、やはり支所を預かる支所長はそれなりの権限を与えていただきたい、そのように思うわけでございます。

例えば、今回合併いたしました平戸市、ここの場合、生月、大島は自治区になっておりますね、地域自治区。そして、区長を置くということになっておるんです。このように、新たに市に加わるところは住民の不安といいますか、そこら辺が大変大きいわけございまして、すべての交渉を本庁まで出向かなければできないということでは、住民は納得しがたい部分があるわけございまして、そこら辺を考慮いただきまして、支所長にそれなりの権限を与えていただきたいと思います。この点についてどのようなお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

末吉総務部会長

今御質問がありました、支所長の職務権限ということでの御質問かというふうに思います。

このことにつきましては、最初の事務事業の組織の整備方針というところをお示した中で大分議論がございまして、一応説明しておったと思いますけれども、そのときの内容をまた繰り返しになりますけれども、ちょっとお話ししたいと思います。

福島、鷹島における支所業務につきましては、合併の当初において、住民サービスが円滑に新市事務として移行できるように、また、現在の事務事業の継続性と離島や飛び地であるという地理的な特性を考慮して、各地域での窓口業務や施設管理については、その管内での即時的な対応ができるような事務機構といたしたいと思います。

このため、支所長に関しましては、これに必要な職権を付与して、管内の施設の維持補修等の管理業務や災害等の緊急時の対応、支所職員の指揮監督と職員配置等については、地域実情に即した権限を備えるものとしたいと考えております。

支所長の専決処分の範囲については、事務事業一元化に向けての事務調整をもとに、工事発注金額の限度額や物品の製造や購入に係る限度額、又は土地の取り引き等に係る面積と価格の範囲など、予算執行における処分の範囲並びに管理監督する支所職員の配置に係る人事的な面について、実情に即した内容をもって調整の上、決定したいということで考えております。

吉山会長

はい、松本委員どうですか。

松本委員

一応言葉としてはそういう項目で上がっておるわけですが、実際実施される場合どうなっていくのかなという不安があるんですね。ここら辺、十分、支所の住民の不安が起きないようにひとつ御配慮いただきたいということをお願いしておきます。

吉山会長

ちょっと池水委員待ってくださいね、金内委員が先ほどから手が挙がっているようですから。

金内委員

鷹島町の金内です。一つお尋ねいたします。

先ほど村田委員の方から機構に対する人員の配置等について質問がありましたけれども、これについて私も関連して質問いたします。

全体においては松浦市320、福島62、鷹島67、合計の449ということですが、説明の当初の段階で課設置の確認を願いたいという話が出ておりましたけれども、ただここに書いてあるの確認するだけでは、住民に私たちは十分なサービスがいくものかどうかということは説明できません。ですから、確実なことではなくても、現在調整している人数を各課記載していただかないと、白紙委任するわけには私はいかないと思います。ですから、これは当然調整段階で人数が検討されておるとしますので、各部署についての担当人員を資料として提出を求めます。

それと、この中で本所ですが、福祉事務所、これの中に保育所等が入っておりますが、これは鷹島等の保育所だろうというふうに解釈しますが、健康福祉課が従来の松浦市から消えておりますので、これが福祉事務所に入ってくるんじゃないかなというふうに思います。そうしてくると、この課においては40名から50名近くの人数が出てくると。そうすると、課長の下に何名ぐらいの管理職が出てくるのか。こういう点についても当然人数が記載されていなければわからないと、課長だけで次に管理職がいるのかいないのか。当然支所等においては課長がおって、次の管理職がいなくて職員だけという課も当然出てくると思います。そういうのが全くわからなくて確認してください、はい確認しましょうということには、私は反対です。

吉山会長

まず、人員配置の検討段階における人数を資料として出してくれんかということ。

それから、保育所と最も関係がある健康福祉課が福祉事務所ということになった部分等々で、その事務分掌として管理職がほかにも必要ではないのかという、そういった視点でのお尋ねでした。はい、どうぞ。

末吉総務部会長

各課、各部署への職員の配置数については、冒頭申し上げたとおり調整中でありまして、現段階でお示しするような数字はそろえておりません。

先ほど福祉事務所のお話がありましたけれども、保育所という組織内容が載っておりますが、これは松浦も鷹島も福島もあわせたところでの保育所を1本にまとめて保育所と書い

ておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それと、お話がありましたように、福祉事務所というのは、そこに書いてありますように地域福祉から生活福祉、現業業務、生活保護ですね、という業務等が新たに2町の分がふえたり、保育所の施設数もふえたりということで、御指摘があったように、やはり40人を超えるような組織規模になるかと思えます。

特に、従前松浦が健康福祉課ということで、介護関係の業務を保険年金課というところでやっていて、逆に健康推進等の業務ということを健康福祉課で行ってありました関係を、今回業務調整を行いまして、現在の松浦市の健康福祉課については福祉関連6法といいますかね、これに業務を整理した段階で、従前松浦で健康福祉課と言っていたものが新市では福祉事務所ということに整理ができました。

管理職、課長の下に補佐の関係ですけれども、基本的にはそれぞれ各課に課長職と、それを補佐する課長補佐を配置することになります。おっしゃったように、施設規模が大きいところにつきましては、補佐を2名置いたりというような措置をとりたいと考えております。

吉山会長

いずれにしても議論をずっと尽くして、今日結論が出るのかどうなのかということも含めて議論の推移を見ていきたいと。はい、金内議員どうぞ。

金内委員

ただいま課長の下に課長補佐、これは職員の身分のところでも課長補佐という役職はおりますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

議案の23項目の一般職の職員取り扱いという中で、具体的な補職名については御提案する予定であります。今現在私が申し上げましたのは、松浦市においては、現在課長を補佐する補職につきましては次長ということで定めておりますし、福島、鷹島におきましては、課長を補佐する役職については課長補佐ということでございます。

ちょっと次の協議会のテーマになってしまいますけれども、現段階で一応課長に次ぎます管理職、これを補佐するものについては課長補佐ということで統一をしております。現段階で今申し上げましたように、新市の課長を補佐する業務については課長補佐ということで申

し上げさせていただきました。

吉山会長

よろしいですか。後の協議題の中で、松浦市が今次長と呼んでおるのを次長同様の課長補佐という、課長を補佐するという補職名をつけようという議題が上がっております。そういう考え方なんだということですね。はい、どうぞ。

金内委員

それと、もう1件お尋ねします。鷹島町の金内です。

4ページをお願いいたしたいと思います。

ここに鷹島診療所と福島診療所ということで書いてありますが、この線を上がりますと助役のところの下に線が行くわけですが、ここの課長なりになった方は、支所長の指示は仰がなくて真っすぐ本所の助役のところまで、課長のところまで上がるということで解釈してよろしいんですか。

吉山会長

どうぞ。

末吉総務部会長

はい、それでよろしいと思います。

吉山会長

はい、じゃ池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。もう一度、今回の合併の目的といたしますか、行財政経費の削減が最大の目的だということは皆さん御承知だと思っております。

それを前提でお聞きしますけれども、この機構図で管理職が具体的に何名減ったんですか。現在の管理職と新たな1市2町になったの松浦市での管理職が何名減るのか、そこら辺のところを少しお示しをしていただけませんか。

吉山会長

はい。

末吉総務部会長

合併に際して、職員の身分の取り扱いについては新市に引き継ぐということになっておりますので、基本的には組織も現松浦市と同じような組織機構ということでとらえていただい

て結構だと思いますし、支所においても業務が縮小されるところで課が減少するわけですが、基本的には職員の身分の新市における保障ということでありますので、管理職に係る職員の数については新市になっても変わらないということによろしいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

管理職については全く減らないということですね、人数的には。課は減っているんですよ。課は減って身分は変わらないということであれば、基本的に変えられないということであれば、何らかの形でのお手盛りみたいなものであるんでしょうから、そういう前提からすると、これだけの課をつくる必要がどこにあるのかということですよ、実際もって。

この組織機構図というのは、将来の経費削減の大きな問題のところだと思うんですね。これだけ課をふやして、将来にわたっても課長をこれだけつくっていくというようなことが、実際行政経費の削減になるのかどうか。理事者は実際今回の合併をどのように考えておられるのかが全くわからないような形になっているんじゃないかと思うんですが。

合併協議会というのは議員さんの定数を減らすだけの問題じゃないんだと思いますね、いわばこの組織機構が本丸だと思うんですよ。それが全くもってほとんど変わっていないというのは、余りにも危機感がなさ過ぎるんじゃないかと。この程度のことであれば、何も合併協議会をこんなに大げさに開いてやるようなことなのかどうか、そもそもの疑問なんです。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

基本的には、先ほどから何回も申し上げてまいりましたとおり、合併時での住民サービスと業務の混乱を防ぐ、起こさないということが基本でありまして、基本的には松浦市の現組織を基本に設置しております。

先ほど言ったように、福島、鷹島の支所という位置づけになりまして、若干業務が縮小整理されてきて、そこに課の数とか減ってくるわけですがけれども、先ほど言いましたように、職員の合併に際しての身分の保障ということがありましたので、総数的には課長という名称の数は減ってきます。ただ、現在、課長職として位置づけられた職員については身分を保障する形で、新市においては課長相当の補職名を与えて、それぞれ機構の中に張りつけて業務

を管理させるという形になります。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

わかっておるんです、そういうことは。だから、いわゆる今課長がたくさんおって、課長の首を切れないからこういう組織機構図になったのかと聞いているんです。そういうことで意味があるのかと言っているんです。

今たくさん課長さんおられるわけですよ。将来的には減らしていかにやいかんという中で組織機構図を、今の課長さんがあるからということでこういう組織機構図になっているんじゃないのかと言っているんです。課長そのものは、今おられる方はおっていいんですよ。ただ、この課という部分を将来にわたってつくるときに、こんなにつくる必要はないんじゃないかと。

先ほど田中さんもおっしゃっていたみたいに、もう少し統合して少なくして、今の課長さんの待遇は待遇で別の補職名があるわけでしょうから、給料も減らないわけでしょうから、それはそれでやむを得んじゃないですか。ただ、将来にわたっては、組織機構図という部分はもう少し簡素化して、極力管理職を減らすというぐらいの姿勢を示しておかないと、今課長があるからこれだけの課が要りますと、とってひっつけたみたいな課がいっぱいありますよ、実際。

先ほど田中さんがおっしゃっていたみたいな建設課と下水道課と、これ僕は前も言いましたよね。建設課と下水道課と都市計画課、これは一つの課で、あとは係で十分ですよ。事業数も減っていて、事業課ではほとんど事業がなくなっているのに課だけいっぱいあるなんていう、普通、原理原則からして大体おかしいところがいっぱいあるんじゃないですか。そういうところを真剣に考えられての提案なのかどうか甚だ疑問なんですけどね。これは専門部会じゃなくて、市長そのものがどういうふうに使われているのかということを知りたいんですけど。

吉山会長

はい、まず専門部会の方から。

末吉総務部会長

基本的には、先ほど御質問があったように管理職関係、いわゆる課長職の数を整理するた

めに新市の組織機構を設けたものではありません。あくまでも、何度も言いますように、現松浦市が市制をしいているもんですから、市制に沿ったところでの基本的な組織を組み立てたいということで、現松浦市のいわゆる課制を基本にやったものであります。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

答えになっておりませんので、もう一度言います。

これは会長としてではなくて市長にお聞きしたいんですが、いわゆる改革、合併協議会というのは改革ですよ。前も言いましたように、改革なんですよ。このような形で、改革を既成概念とか固定概念にとらわれてやっていたんじゃ何の改革も進まない。今みたいに事務機構も慣例ですとか、そういう形でやっていますというんじゃ、何のための改革なのか全く見えてこないんですよ。そこら辺のところには手を触れるという勇気が全く見えてこない。これはだれがやるんですか、だれがやらなければならないんですか、市長にちょっとお伺いしますけれども。

吉山会長

それでは、市長にということですので、御理解を得ながら答えさせていただきたいと思うんですが、このことは合併協議会、市長としての対応ではない、協議会の会長として私はまとめておりますので、その視点で申し上げたいと思うんですが、まず第1に考えていかなくはならないのは、おっしゃるように行政経費をいかに削減しながら行政サービスを進めていくのかという、そのことがあるんですね。行政経費を削減するということ。それについては、今度はその行政は何のために動いておるのかということを考えていくと、市民皆様方、町民皆様方の生活を支えていく、生活を守っていくためにあるんだという、二つ目の問題があります。その調整ということが、今まさしく行われておるわけです。

考えておかなくはならないのは、近い将来における、どの程度まで行政経費が削減できるのかという視点と、もう一つは、改革という状況の中で、住民サービスが住民皆様方にどれだけの痛みが許容されるのかという視点、この二つを整理していかなくはなりません。

そんな意味合いでは、私は合併当初、やはり相当の住民皆様方にとっては、窓口サービス等々も含めて混乱が起こる、その混乱を極力避ける方策で現状の松浦市の事務機構、この部分をまずはスタート段階ではやむを得ない。そのことによって行政事務を進めて、そして1

年、2年という形の中で、例えばダム・火電対策室なんていうのは終わっていくわけです。あるいはまた下水道等々についても、いわゆるハードの整備は終わって、維持管理というペースが来ますんで、その段階において、これはまさしく経費の削減という形の中で課が整備されていくもの。そういう考え方に立って事を進めていくのが今必要ではないのかという判断に立って、私としては協議調整を進めさせていただいております。

したがって、これは協議会の中で私の思い、ただ単なる一市長としての思いだけでなく、協議会全体としての御意向がどういう流れにあるのか、住民皆様方のサービスをある意味低下させてでも思い切り削減を図っていくべきなのか、あるいは、ある程度弾力的に運用しながら究極経費削減を住民皆様方の混乱なく進めていく方法をとるのか、それらのことについては協議会の中で方向づけをしていく必要がある。私はそのように思っております。

はい、どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。今の市長の言葉を聞いても、やはり残念ですね。全く理事者側の方に危機感がほとんど足りない。

最近、全国放送でよく福島県の矢祭町ですか、3年間で大改革をやっておられますよね。あの辺あたりの危機感からすると、ここの合併協議会は新しい松浦市に何の危機感があるのかが全く伝わってこない、市民の中に。毎年毎年人口が減り続け、市民の所得がこれだけ落ちているのに対して、行政サイドが全くもって、この合併を機に危機感が出てくるのかと思ったけど、全くこれが危機感を感じられないというところに非常に残念です。

したがって、これで合併協議会、今日が最後でしょうから、ある意味これで決まってしまうようになるのかと思うんですが、この合併協議会の事務機構に関しては、非常に不満だということをお願いして終わっていきたいと思います。

吉山会長

はい、ほかに。はい、星野委員どうぞ。

星野県北振興局長

星野といたします。この組織と人員というのは、やはり一体のもので管理していかなければならないものだろうと思うんですけれども。

実は、県の方では定数管理、定員管理といたしますか、こういうふうな考え方が一つあるわけですね。といたしますのは、一つの行政サービスを行う上で、まず組織をきちっと検討いた

します。要するに、そういうふうな行政サービスがどれくらいあって、それに見合う組織というのはどこでどう整理してやっていくのか、ダブリはないか、そして足りないところはないか、これがまず基本でございます。そして、それが決まりますと、その事務量に応じてこれだけ必要だと、そういうふうなものを決めてまいります。これが一つの定員管理という考え方なんですけど。

実は、なぜこの定員管理が必要かといえますと、やはりこういうふうなときに、今ある人員と定数管理の人員というのは違うんだと。定数管理というのは、あくまでもサービスを行う上で組織があって、その組織の仕事をするためにはどれくらい本当必要なのかというのをシビアに積み上げたものが定数管理ですね。そこと現人員というのは当然違ってきますから、それが一緒であいまいとしておると、なかなか組織というものが働かなくなるというのがございます。

ですから、この機会にやはり行財政改革をやっていくんですから、この機会に定数管理という考え方をしっかりさせて、そして現時点では、やはりこういうふうな現状の数があるんだからやむを得ないけれども、これが1年後、2年後、あるいは5年後、そういったときにはこうなるんだと、その定数との差が当然出てきますからね。そういうふうな一つのあり方、考え方、そういうふうなものをきちっと整理してやっていくというのは必要じゃないかなという気がいたしますので、そういったものも参考にされながら、もう一度そういうふうなものを整理されたいかがかと思えますけれども、どうでしょうか。

吉山会長

今、県の星野委員の御意見も参考にしながら議論を進めていけたらと思っております。

なお、きょうの段階ですと、先ほど村田委員からの資料提供の話もあったわけですが、事がすべて本日段階で終わるかどうかというのは、これは議論の展開によって決まってくることで、そこら辺は皆さんの御意向を頭に置きながら事を進めていきたいと思えます。

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。皆さん方、それぞれに意見を言われたこととほとんど関連するわけですが、松浦の方はもう少し改革してほしいということも十分わかります。私は福島ですから、福島なりの立場で物を言いますと、松浦の方は普通どおり、今までどおりの感覚で

も合併できる。しかし、福島、鷹島にしてみれば、非常に厳しい選択をしてきたわけですね。その中には、松浦の方から受け入れてもらえるんだということも確かにありがたく思うわけですが、すけれども。人員にしても、見たときに松浦の方はほとんど変わらない、安心だ、住民サイドからすればですね。福島、鷹島にしてみれば、先ほどからありましたように、何人福島に残らんやろか、どういう仕事がさるっちゃろかということが一番心配なわけですね。そういう観点からですね、その辺も配慮してからやるんだということですので、ぜひそういうことを十分に配慮していただきたいと思います。

それからもう一つ、これも先ほど松本委員さんからありましたけれども、支所長の権限をという話、支所長の話が出ましたけれども、相当な権限を与えるんだという事務局の話ですので、ぜひそれをお願いしたいということもありますけれども、もう一つ、私非常にそれでも不安なわけですね。支所長といってもやっぱり職員です。それで相当な権限を与えてもどこまでできるんだらうということが非常にあるわけですね。今までは町長さんがトップでいろんなことをなされてきた。でも、全然今度は違うわけですね。職員さんがやるわけですよ、職員さんが。権限を与えたんだというふうな言い方をなされるかもしれませんが、これだけを与えても本当に動くのは上のトップです。そしたら、どうしても福島、鷹島の場合は、飛び地で、離島で、なかなかその辺の改革がまだできていない。その辺の改革を考えたのが恐らく、大島と生月町に特例区を設けて、ちゃんとした区長をもって特別職を与えて、職員じゃない方がおられたということですね。それが今回松浦にもできんもんか、再度ちょっとお尋ねします。

吉山会長

はい、事務局答弁。

大久保事務局長

事務局からですが、今、山口委員がおっしゃったのは、地域自治区というのを生月町や、北松西部の方ではそういうふうな制度を設置いたしまして、生月町さんと大島村さんが特別職の区長を迎えたというような感じですね、それから田平町は一般職の方が事務をとられるというような形のようなようです。そうですね、任期为2年というふうに切ってそういうふうな制度を設けておられます。これは合併特例法の一部改正が昨年ですね、行われたときにそういうふうな地域自治区の特例が設けられまして、そういうふうな選択ができるようになったというところでございます。それで、これは特例法に基づく設置ですが、当協議会の協議では地域の意見を市政に反映するのに地域審議会を置くというふうなことにいた

おりますので、現段階ではそういう方向で新市としては進んでいきたいということで準備を進めておるところでございます。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

山口です。地域自治区ですか、初めにスタートしたときにその方向を選べばできたということですね、はっきり言うたら。現時点の中では、審議会ではできないと、はっきりそういう答弁と理解していいわけですね。現段階でつくってくださいよとお願いしても、いや、できるかできんかわかりませんよ、意見として出ても、その段階ではない、昔の話ですよ、もう進んでおりますよという答弁と理解していいわけですかね。

吉山会長

どうですか。

大久保事務局長

一応新市に向けた合併協議会としては、地域審議会を設置しようということで、一応それで確認をいたしまして、協定も取り交わしております。そういうことでございますので、合併に当たりましては、地域審議会というふうな手法で進みたいというか、進んでいこうというふうなところで、今これが進んでおるといふふうなところでございます。

ただ、新市になってからどうしても地域自治区をというふうなことになるならば、それも一応、地方自治法の中にそういうふうな規定はございます。そういうところで、新市に入ってからそういうふうな議論をするかというふうなところになるのではないかなと思っております。とりあえず、今の段階では合併に向けては地域審議会によってということで、はっきり言えばもう決定をしておるといふふうな状況であるということから、合併時はその方向で進んでいくべきだろうと思います。

吉山会長

はい。

山口委員

わかりました。一応新市になってからはできるということですがけれども、私が必要なものは、この1、2年のことが心配なわけですね。あと3年、4年になれば、恐らくそれぞれの議会で論議され、新しい松浦市というのが出発しておりますので、町民の不安もだんだんと解消してくるかなと思いますけれども、今の現段階では非常に不安なわけですね、先ほど申し上げます

ようにね。ここに来てはまだ不安です。あと2カ月、3カ月となっても、やっぱり福島に、鷹島におれば、なかなかその辺が、今まで一つの自治体で生活してきたときからすれば、何も、松浦の方はさほど、そういうふうな論議じゃのうして、もっと上のレベルで論議されているようでございますけれども、それについていっただけでも私たちは一生懸命になるわけですね。

ぜひですね、もしこのまま審議会で終わって合併するということであれば、もうその方向に向くということでございますけれども。ぜひ、もっともっと支所長に大いに権限を与えていただいて、ある程度住民のサービスを サービスというか、不安を解消していただきたいと思えます。これは新しい新市になって市長さんがどう思われるかわかりませんが、ぜひその辺も合併協議会の中から強くお願いさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

吉山会長

じゃ、一たんここで休憩しましょうかね。

10分ほど休憩させていただきます。再開を15分。

午前11時6分 休憩

午前11時16分 再開

吉山会長

意見等々を引き続き受けようと思えます。

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。先ほどで一応終わっておりましたけれども、ちょっともう一度確認させていただきます。

区長とかそういう方については、特別職については職員以外でもできるんじゃないか、そういう特別職を置かれるんじゃないかと思えますけれども、ちょっとはっきりしてください。これは福島、鷹島は非常に関心があります。その辺をできんならできん、できるならできる、それだけはっきり言うて、できんならこういう理由でとか、はっきりお願いいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

済みません、先ほどの御質問のときに十分、こちらの方が説明が足りなかったところもございました。県の方からもちょっと御指導をいただきましたところで。

一応、地域自治区というふうな制度は、地方自治法の中に現在うたわれておりますので、そういうふうな法律でできはするんですが、その中で、特に特別職の区長のことにつきましては、これは合併特例法による法律によって特例的に、本来であれば一般の事務職員がするところを、特別職を置けるというふうな特例ができてなっているわけです。

そのようなところで、これは合併時に限ってというふうなことでございますので、今回、合併時の当協議会の方向としては地域自治区は設けないということにしておりますので、特別職の区長を置くことは現段階では不可能というか、できないということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

山口です。できないということで進行しているからということですがけれども、初めの協議の段階ではそういう話やったかもしれませんけれども、途中で法律が変わったとじゃないんですかね。その時点ではっきり説明しておくべきじゃなかったのかなと私は思うわけです。

何で食い下がるかといったら、先ほど住民のことを考えてと言いましたけれども、合併してからできるかもしれません。しかし、無理です。何でかと。議会の3分の2以上は松浦の議会の方が占めるわけです、全部福島や鷹島のことを考える方ばかりならよかですけどね。数的にしたら、まず難しいやろうと。行政改革とかそういうものがどんどん進みます、合併を機に、今以上に、と思えます。そうした場合、なおさら無理。

これからそれぞれに、1月1日から各地区でいろんな催しがあるわけですが、それについてもだれもおらない、四役もちろんおらない、議員さんもおらない、だれが仕切っていくんだらうかと、物すごく不安があるわけですね。その点も含めてもう一回、鷹島、福島の皆さん方に聞いていただいて、それからでもいいんじゃないか、結果は同じであってもと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

ただいま山口委員がおっしゃいました地域自治区とか、また合併特例というのもございます、法律の改正で昨年できたわけでありましてけれども、この辺の論議に当たりましては、1月12日開催の第8回協議会の折に、地域審議会の設置に関することというところで、その際にそうい

うふうなことについての説明も加えまして議論をいただいたというようなところであります。

この地域審議会におきましても十分意見を申し述べることは可能でございます。そのようなところで、この地域審議会の機能を新市では十分に発揮しながら、それで進んでいけると思っておりますので、これは一応そういうことで皆さんの確認を得られた項目でもございますので、それで御理解いただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

私は一応確認を今しよるわけですけれども、ほかの鷹島、福島の方もぜひ聞いていただきたい。これをそのまま、こういう話が出たときに、うやむやに合併という方向に進む。あと1カ月か2カ月しかありませんけれども、協議は今日が最後、この次が最後という話ですけれども、ちょっと聞いていただきたいと思います。

吉山会長

山口委員から、今日まで歩いてきておる協定内容どおりで進んでいいかどうかという、鷹島、福島に特にお尋ねしたいということでしたが。

1月段階で確認をしておったことで、より要望としてあった部分を、相当の権限を支所長に与え対応していくということを、特に意を配する必要があるという、そういう要望が強かったということを認識した上で御理解をいただけますか。よろしいですね。はい、わかりました。

松永副会長

副会長の松永です。この問題、この事務機構について、大変な皆さん方の御意見がいただきました。特にやはり感じますのは、松浦城に対してのいわゆる住民の攻防がまさにここに出てきているという感じがしております。ただ、松浦城というのは地方自治法、それから地方公務員法でがっちり守られています。なかなか矢玉が届かない。特に、地方公務員法については全く効果なしという感じがして聞いていました。こういう機構を公務員、いわゆる官僚につくらせたらこんなものになるというのか、だから自分たちがどうして身を守るかという、一つだけ言います。

水道課長が3人いるんですね。恐らく4人、下水道課長まで入れると4人か5人いる。どうしてこれを守るか。三つつくってありますね、水道関係だけで。本来は、例えば、福島町の水道課というのは特別会計です。どうして水道課というのが下水道と簡易水道が普通の会計の中に入って、そして課長が2人あって、特別会計が別枠で1人、水道課があつて。普通は我々の

市民感覚、いわゆる町民感覚としては考えられない。簡易水道がどうなっているか知りませんよ、ここは。しかし、うち全部簡易水道、簡易水道であろうと特別会計です。その中にどうして入れられないのか、非常に疑問に思います。

ただ、現段階ではこういうふうに松浦はシステム化しているから、それを当てはめて、3人、4人おる水道課長をそこら辺にはめていく。そうしなければ救済できない。恐らくそう考えるのは我々の感覚じゃなくて、いわゆる官僚と職員たちの考え方がそのまま出ている。ただ、こういう住民感覚の協議会が、恐らくあと一、二回で終わります。あとは市議会に、このような感覚に対して我々も期待をし、そしてこういう改革を迫っていかなければならない。もうここでは、これ以上のものを我々としては要求しても、恐らくこれを、代案をかえて持ってくることはできないと思いますね。そこら辺は非常に私たち、私も不満であります。不満であります。この際は、いわゆるスムーズな行政移行ということを考えれば仕方がないのかなと、妥協せざるを得ないと思っています。区長については、見解は避けます。

吉山会長

はい。今、特に水道課、簡易水道の関係と公営企業の水道課との分離の問題がここにありません。議論の経過を、はい。

末吉総務部会長

本庁組織上の、まず水道課で簡易水道と記載して、業務的には市長から助役を通して業務が流れている水道業務があります。それから、下の方に公営企業関係で水道課というのを設けておまして、これは組織構成上は分けて書いておりますけれども、実際は一つの水道課として、管理職を1人置まして業務をすべて行っておりますので、表の中では二つのように見えますが、実際は一つの課というところでとらえていただきたいと思います。

業務が簡易水道については市長部局と申しあげましたけれども、実際については、業務内容は市長の方から水道管理者の方に業務を委託する、委任するという形での業務を行っております。何回も言いますように、水道課の簡易水道という内容と水道課の公営企業というところは、1本の課としてまとめて設置するところでもあります。

吉山会長

はい。

松永副会長

済みません。そうであれば、何で助役の管轄の中に水道課と下水道課があって、そしてまたほかに、これは市長直轄の水道課というと公営企業ですね、いわゆる特別会計の課が何で分離

して書いているのか。いや、だから特別な企業会計で。恐らく鷹島もそうだろうと思いますがね。特別会計、企業会計なんです、福島町の水道課というのは。それがこういう三つの課をつくって、恐らく課長を全部これはめ込むんだなと私解釈したんです。1市2町の課長をこれで救済するんだなと思った。そうじゃないんですか。

吉山会長

はい、改めて説明願います。

末吉総務部会長

御懸念があったように、課長職の余剰数を救済する意味のことではありませんで、先ほど言いましたように、一般会計として業務を行っております簡易水道事業と公営企業会計で行っております水道事業、これが水道課ということで、実質的には一つの課に整理するものでありまして、一般会計で行っております簡易水道業務については、市長名でもって水道管理者の方に業務を委託して、一つの課の中で仕事をするものでありまして、管理職は一つでございます。

吉山会長

ちょっと松瀬委員が先ほど手を挙げよるから。はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。一、二点、確認をしておきたいと思います。

組織機構、これは根本的に財政改革の面からいたしますと、各委員がおっしゃっておるよう到大変問題が多いように思いますけれども、やはり当面、差し当たっての問題処理だろうというように思います。

先ほど御説明の中で、福島、鷹島の職員数にいたしまして、現在129ですか、それが70から72程度残るというようなことでございますんで、その職員は恐らく本庁勤務になるであろうというように思うわけでございます。そうしますと、現在市役所の方で、松浦市の方で抱えております職員にも大きく影響があるんじゃないか。それらの取り扱いについての考え方をどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

それからいま一つ、予算執行についても権限を与えるというような御説明がございました。この事務事業の関係でございますけれども、どの程度のものについて権限移譲を考えられておられるのか。

なお、各支所につきましては、市長の直轄機関になるようでございますが、今後、新市になりまして新しい市長が誕生いたしましたときに、新しい市長に統括権限の考え方をどのように引き継がれ、あるいはお願いをされるものであろうか。

市長直轄の統括というのは、非常に難しい問題が出てくると思うんです。私も町の合併で管理をしてまいりましたが、かつて松浦市になったときには、支所長は課長補佐の処遇をされておったわけございまして、本庁の課長が統括をするというような形態になっておりました。必然的にそうせざるを得なかった。業務の遂行が本庁と支所とで食い違っちゃ住民サービスが混乱をするというようなことからいたしましても、当然それはそうなるであろうというように思うわけございまして、この統括権の問題について、会長は新市長にどのように期待をされるのか、その点をひとつお伺いしておきたいと思うわけございまして、まず、2点について。

吉山会長

はい、まずは事務方からの説明をお願いします。

末吉総務部会長

福島支所と鷹島支所の職員数で、現在の職員数と合併後の推定される職員数を申し上げたところですが、数字的には約半数のように見えますが、実際的には病院業務、それから保健師の取り扱い、それから保育所、保育士の関係、それから鷹島であれば交通事業関係、鷹島バスですね。交通事業関係、それから文化財についての文化財センターとか民俗資料館、こういうものの業務が現実にありますので、実質的には、それらに関する職員はそれぞれの支所管内で業務を継続して行うということございまして、ですので、実質的に今、一般職で福島支所、鷹島支所で行っております職員のうちに、どれくらいの一般職で減少があるか、ざっとしたところございまして、調整中ございましてありますけれども、福島支所管内では一般職で15人程度、鷹島町では9人から8人程度が本庁の方に移管されるということでとらえていただきたいというふうに思います。

吉山会長

後段の部分ですね。新しい市の市長の統括のもとに各支所業務が動いていくわけございまして。当然このことについては市長、助役、そして各支所というラインに基づいて動いていきます。なお、それらのことについては相当の権限を支所長に与えるわけございまして。

とはいえ、それでは各係、各支所の各課がどのように動いていくかという、当然のことながら、本庁の関係各課と分掌事務は同一のものというのも多数出てまいります。そういうこと等考えていきますと、本庁の各課、それと支所の各課、支所長もちろんですが、連携をしながら事を進めていく。そのような対応を図っていくべく、引き継ぎを進めてまいりたいと考えております。

予算執行の権限、はい、事務局どうぞ。

末吉総務部会長

予算については当然、新市になれば1本の予算書ということになりまして、福島、鷹島で今想定しております業務については、政策的な業務は本庁の方で、市長のもとに一元管理化して行っていくということになりますので、主に支所で上ってくる業務については、いわゆる住民窓口に関する業務とか、現にそれぞれの支所管内で維持管理をさせるべき施設というんですかね、道路だとか、河川はないでしょうけれども、学校施設だとか、福祉施設だとか、そういう施設管理上の問題があります。

先ほど道路で言えば、道路を新たにつくろうかというときには本庁の方で、新しい市長の管理のもとで政策決定をしていくわけですがけれども、現在ある道路の舗装をやるだとか、補修をやるだとか、建物の修理をやるだとか、そういうものについては、ある一定の金額までは予算の範囲内でそれぞれの支所長の権限として実行できるというようなところを想定しております。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。大変小さいことになりますと問題が混乱するだろうと思いますけれども、大変重要な発言をなさっていらっしゃるんですよ。舗装だとか、あるいはいろんな小さい事業にいたしましても支所でできる。恐らくこれは、そうしますと予算そのものの組み方が変わってくると思います。予算を技術的に分割して編成をする、可能なかどうかという疑問が生まれてくるわけです。

したがって、私ども経験から申し上げまして、やはり予算配分というのは、それぞれの要求に基づいて編成がされ配分がされるわけでございますけれども、配分されたものをさらに配分をするという形にならんと、この執行はできないと思います。事務事業のおおよその方向づけは示しておかれた方がいいんじゃないかというように思いますし、新市段階で具体的なことについては検討し実施をしていくというお答えであれば、それもやむなしといたしますけれども、予算執行につきましても、舗装ぐらいはやりますよという形では期待が非常に大きく膨らんでくるんじゃないかと思っておりますので、申し上げておきたいと思っております。

吉山会長

はい、財政部会長。

園田財政部会長

財政部会長の園田です。今の予算の件であります、各支所からですね、まずこれこれという事で予算要求が出てまいります。

先ほど総務部会長が言いましたように、維持管理等についてはそれぞれ問題ないかと思えますけれども、そういうふうな政策的なものが出てまいりましたときに、それぞれ支所から、それぞれ本庁の所管課に調整していただいて、そしてそれらをもとに財政の方に予算要求をしていただきまして、そして各所管課と査定をやりまして、そしてそれを集めてみんな一緒にして、支所長に一応、これこれの予算ですよということでやってまいりたいと今考えております。これは財政部会として、こういうふうなやり方でいこうかなとは考えております。ですから、予算はあくまでも一元化をしないと、例えば、支所に予算がもう一本あるということになりますと、これはとんでもないことになりますので、そうならないように一元化をしてまいりたいと考えております。

以上です。

吉山会長

はい、よろしいですね。

寺澤委員、先ほど手が挙がっておりました。はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦市の寺澤です。この組織機構の問題について、かなり突っ込んだ議論があつておるようですが、もともと合併という目的は今さら申すまでもないし、すべての経費削減に向けての行政の合併であるということは当然のことでございますけれども、ここに組織図をお示しいたいておりますが、これは新市になって、どうしてもこれだけ必要であるということから出されたものだとは思いますが、合併という目標に向かって、どのようにこの組織図の配置をされたのか、そこら辺について部会長にお尋ねします。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

おっしゃるように、合併の効果をもたらすということで組織の提案のときに申し上げましたとおり、合併後も行政改革、県からの国からの地方分権にあわせた業務の拡張というものを念頭に置いております。

新市の総務課の中にあえて政策調整室というものを設けてこれに取り組むというふうにした

ことは申し上げましたとおりでございます。ただ、今回の合併におきまして松浦市と福島町、鷹島町、行政的に同じような業務をやっているというふうにとらえがちでありますけれども、合併後に住民福祉、住民のサービス、こういうものがいきなり混乱を招かないというところをまず念頭に置きたいということで、さきの事務機構・組織の提案の折にも、そういうことを招かないような基本整備方針をもって組織の構築を望みますということで申し上げておりましたけれども、今申し上げたとおり、合併時の混乱を避けるというところを念頭に置いて、現松浦市の組織を基本に合併後の組織を構築したものでございます。

おっしゃいましたように、合併後、やはり年度途中でございますので、年度の終わり、3月終わりで4月から新年度が始まりますけれども、その辺は一つの区切りとして、また新たな組織というものに若干模様がえをしていくというふうを考えております。

吉山会長

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。そうすると、一応、今回の1月1日を目指した合併、そして、さらに18年4月については、新たな考え方で組織についても検討をしていくという一つの考え方なんですが、確認をしておきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

そのように考えております。

ただ、新しい市長が誕生してまいりますので、その市長の政策的な考え方を新市の組織機構の構築に反映させていきたいというふうに考えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。この問題は大変、組織機構の問題は非常にある面では専門的に入っていきます、難しい問題だと、私もそういう判断をします。しかし、これだけの組織図というものを提示されて、この協議会で承認を得るということになりますと、基本的にはこれが踏襲をされていく、若干変更はあり得ると思っておりますけれども。

そこでお尋ねしますが、やはり1市2町の全職員、449名ということで先ほど発表がありま

したけれども、この組織機構の中でどうそれを張りつけていくかということについては、まだ十分、具体的に人数の設定がされておらないと。しかし、一方、考え方を考えてみると、先ほど広域の星野委員からも話がありましたように、どこでこの問題の調整、適正化を図っていくかということについて非常に不透明である、私はこのように思います。

今、市民が一番関心を持っておるのは、この合併によって行政経費の削減をどう図っていくか。特に、特別職なり議員そのものについては検討委員会において検討されてきておりますけれども、ただ組織の問題で漠とこれ出てきておるだけで、今後、非常にその決め手をそいでおる。したがって、私はあくまでも人事の中、あるいは行政の中に、やはり先ほど広域の星野委員の話がありましたように、定数係、あるいは適正係、そういうものをきちっと張りつけをしながら、今後の適正化に向けてやっていくという方針を打ち出すべきじゃないか。

そうしないと、市民はなかなかこの問題については、ただ、課がかなり増加していく、ある面では市民のサービスを低下させないようにと言いつつも、やっぱり市民の生活、いろんな要望を低下させないということは努めて努力してもらわにゃいけません。しかしながら、根本的には、全体の組織図というものは、1回つくと、そうむやみやたらに変更されるものじゃないと。ましてや、そこに張りつけた組織員そのものも大変、やっぱり簡単に二、三カ月で変えるというわけにはいかないと思うわけでございますが、これについて人事、あるいは行政の中でそういう定数管理係、そういうものを設置して、新たな将来に向けた適正管理に取り組んでいく必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

定数管理ですけれども、合併に際して、一般職の職員の身分の取り扱いというところで定数管理をしながら、合併においてもちゃんと業務の適正化をやっていきますということで提案しておりまして、今後、一般職の職員の身分の調整提案ということで後ほどありまして、同じように定数管理を行っていくということで確認をいただいておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現松浦市の行政機構、それぞれ福島、鷹島も同様でありますけれども、平成9年ぐらいを境に、国から行政改革というものをしきりに指導を受けまして、ここ10年来、松浦市におきましても定員管理、適正化も含めまして、行政の削減というところに絶え間なく実施してきたところでございます。

今回、松浦市を基本に組織図を構築するというところで提案申し上げておりますけれども、そ

の辺の行政改革、定員の適正化、行財政改革、そういうものは従前から継続してやってきた結果を踏まえての、新市の組織については松浦市を基本にしたということでとらえていただきたいというふうに考えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。今まで適正化に向けてやってきたと、だから松浦市を基本にして今後もやっていくということですが、この組織図なり配置ということについてはだれがやりますか、今後の問題として。

吉山会長

基本的には、1月1日から発足するについては、既に人員の配置というのはきちっとしてはなりません。スタートさせます。それまでは、それぞれ責任を持った立場というのは、一つの自治体でないわけですから、これは3首長合議の上で対応してまいるということになります。そのように考えています。

それから、先ほどの御質問の中で、会長の立場での所感ですけれども、まず、行政改革、組織機構の見直し、これらのことはやっぱり常に心がけていく必要がある、断行していく必要がある。それを合併と同時に対応するという方策をとるのが、あるいは引き続き行政改革というものを継続させていくのか。その際、今ここにとらえておる部分は、この組織図に書かれている部分は、まず、合併という一つの大きな、誕生するわけですね。そのことというのは非常に混乱を呼び起こす可能性が高い。

したがって、今回の合併につきましては、今日まで進めてきた松浦市の行政機構というのを基本にして、混乱を極力避ける方法をとろうじゃないかというのが今回の組織図だ、そういう理解をしていただきたい。しかし、その中には当然引き続き対応していかなくちゃならない、18年度当初からでもスタートさせていかななくてはならないということのために、総務課政策調整室の行革推進係というものをそこにきちっと、専門のスタッフをそこに置いてですね、事を進めていこうというのが引き続き改革を進めていこうという、そういう意思のあらわれ、そのことも含んでおるということを御理解賜っておきたいなと、そのように思うんです。

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。しつこかようですけど、私は当然1月1日に合併をしますから、それと同時にす

べて組織なり位置なりを変えていかなきゃならないということじゃない。しかし、考え方としては、新市になって必要欠くべからざる組織というものをきちっと今つくっておく必要があると思うんですね。それがこれなのかと。そしたら、先ほど部会長としては、また18年度の4月からはさらに検討を加えていきたいということですけども、やはりこれは人事にかかわる問題です。なかなか行革推進部会なり、そういう中でできるのかどうか、非常に私は疑問がある。

ただ問題は、先ほど星野委員から話がありましたように、明確に、例えば、定数係なり定員係なりというものを置きながらチェックをしながら、人事とやりとりをしながら適正化の組織配置ということを考えていく必要があるんじゃないか。それが一番、市民が大きく注目を持っておる、この合併に向けた問題じゃないかと、私はこのように考えておるところでございますけれども、いま一度、それらについてお答えを願いたい。

吉山会長

定数管理、星野委員の方から先ほど御提起があった。この部分は、定数管理というのはしっかりやっていきましょうという方針を実は持っておるわけですね。それと、組織機構というのは、そのときに必要な部分としてそれぞれの課なり係というものは設置されています。しかし、それが統合できないかどうなのかというのは、これは常に考えて整理していく必要があると思います。それらの意思というのを行革推進係という形の中で常に研究検討をして、課の統合なり係の統合なり、あるいは場合によっては、政策によっては、新たに課が必要になってくることだってあるでしょうから、そういった部分を的確に、定数管理に基づいて対応していくということが必要になってこようかと思えます。

なお、その定数管理の問題につきましても、一つは、今449名の職員、この身分はやっぱり、今現実には保障せざるを得ないわけです。それをどう削減していくかというのは、これまた、定数管理に基づきながら退職不補充の問題だとか、そういった方法をとつつ削減を図っていく。そういう状況の中で、課としてどういう機能を持たせた方がいいのか、1月にまた生まれてきますので、そういった部分というのは動きの中で、的確に行革推進係の意味合いを強化しながら進めていく必要があるだろう。これらのことを、本日の議論も踏まえて、きちっと引き継いでいかななくてはならない、そのように感じているところでございます。

はい、池水委員から。

池水委員

松浦市の池水です。この件については、先ほど僕はもう質問終わったつもりだったんですが、ちょっとこのところの話を聞いて少し疑問というか、お尋ねなんです、今のやりとりの中

で、混乱を招かないようにということで、差し当たっての案だというふうなとらえ方で聞いたんですよ。

したがって、この事務機構の新たな組織という部分は、新市の市長が誕生して、市長次第ではどうにでもなるんだというふうな形でのとらえ方でよろしいんですかね。会長の方から先ほどそういうふうな形で、新市の市長によってはこれは当然変わりますよというような形の話があったかと思うんですが、そういうふうなとらえ方でよろしいんですか。

吉山会長

そういうとらえ方もちょっと誤解を招くと思うんですが、基本的には合併を進めておるわけですね。合併の目的の大きな一つに、行政経費をいかに削減していくかということがある。その削減の方策として、定数管理も含めたですね、人員をいかに削減していくのかということのも目的の一つなんです。それに照らした議論、協議をずうっと進めてきておるわけですし、新しい政策的な云々があるとはいえ、そのことを無視した行動はとれない。私はそのことをきちっと引き継ぎをですね、協議録も含めて対応してやっていくべきと。また、当然のことながら、議会の中でそれらのことについてはチェックがきちっと入っていくもの、そのように理解をすべきだと思います。

はい、どうぞ。

池水委員

済みません、単純に答えてもらわないと。変更できないんですか、できるんですか。

吉山会長

これは変更はできませんでしょう。

池水委員

要するに、差し当たって合併まではこれで、合併協議会の案として出されていますから、これが通ったとしますよね。そして、新市ができて、新たな市長ができた場合に、新たな組織機構の変更という部分は当然あり得るというふうな考えてよろしいんですね。

吉山会長

そのとおりです。

よろしいですね。

吉山会長

はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本です。この支所の行政機構については、私は合併する以上は、やはりこれで我慢せにやいかんだろうという考え方でおります。先ほどから福島町の松本委員、山口委員からも強く要望がございました支所長の権限の問題、これについては私も強くお願いをしたいと思っております。

実は、合併しても福島町の住民、特に各地区の区長さん、これはしょっちゅう役場に来て、いろいろな問題について要望なり相談をするわけでございます。それで、この支所長の権限については、やはり今までどおりのそういう要望に対して、ある程度責任を持った答弁をしていただく支所長さん、これをぜひともお願いしたいと、かように思うわけでございます。合併すれば町長も助役もおりませんので、やはりその程度の強い権限を持った支所長をぜひとも配置していただきたい、かように思います。

以上であります。

吉山会長

はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島町の椎山です。先ほど来より山口委員さんからも地域審議会に特別職をどうですかというような話があったおりましたけれども、どうしてもだめということでございましたけど、今も岡本委員から福島、鷹島町においては支所長さんにある程度の権限を持たせてくれというような話があったおりましたけど、私もそう思いますけど、なかなかこれも厳しいところがあるんじゃないかなと思っております。鷹島にせろ、福島にせろ、やはり議員さんが減る、三役が減る、どうなるのかなと大変心配をしております。

そこで私も、組織機構の中でも協議会の中でお話をしましたように、来年1月は合併になるわけですが、そして新市長が誕生しますけど、その中でやはり、鷹島町にせろ、福島町にせろ、大変危惧をしております。どういうふうになるかな。できますれば、新市長さんがやはり三役のポストを決めますので、均衡ある、バランスをとってほしいというふうなことをちょっと申し上げておりましたけど、特に私はその点を強く要望しておきたいと思っております。

吉山会長

はい、議事録に載るでしょう。

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。行政経費の削減を中心にここまで議論が進んできたわけですが、一つ、

合併の新市建設計画をつくったときに、新たな新市の発展に向けていろんな課題があったわけですね。その課題をやっぱり 当初、合併の中で経費削減というのももちろん大きな柱ではあったわけですが、合併をしてある程度の人的な余裕も生まれるんじゃないかと。それによって、今後さらに政策立案能力、遂行能力、こういったものを充実させていくんだということがこれまでの議論の中にあったと思うんですよ。その部分の形になったのが政策調整室なのかなという気はするんですが。

ただ、この下にある係の名称、それと先ほどのお話を聞くと、地域調整係はこれまでの地域審議会の事務局的な役割だとか、これまでやってきた事業の継続だとか、そういったものをするというようなことで、合併によって新たな松浦市が発展していくためのエネルギーをどこにもたらせるのか、どこが行政リーダーシップをとってやっていくのか、それはもちろんそれぞれの課でやるんですよということかもしれないけども、そのあたりの考え方というのがこの機構図では見えてこない。

ですから、先ほど金内委員の方から、ある程度、各課の人員配置を示すべきではないかというお話があったわけですが、やはりこれは、そういった政策的な能力を身につけている行政体なんですよということを住民の皆さんにもわかっていただくためには、やはりそういった、ある程度バランスの見えるものをお示しいただくべきではないかな、そのように思います。

そうしないと、経費削減だけが先行していくと、そのあたりがどうしてもちょっと見落とされがちになるんじゃないかなと思いますし、経費削減を言うのであれば、やはり性質別に見たときに人件費がどのくらい、予算の何%くらいあるのかというような、そういったことも含めて議論をしていかないと、ただこの機構図だけで人件費削減を図れというのは、ちょっと乱暴過ぎるんじゃないかなと思うものですから。そういったことで、どのように考えてこの提案をなさったのかどうか、事務局側の御説明をいただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

末吉総務部会長

今回、新しい行政機構の中でお示ししたのは、先ほど言いましたように、政策調整室というところを設けて、合併に当たっての事務調整を引き続きやる、定員管理等もここでやっていくかと思いますけれども、この中で行革、分権も含めまして、新たな新市の組織について検討を進めていくということになります。

今、友田委員がおっしゃいましたように、新市建設計画、合併後は新市において、地方自治

法に基づく基本構想とか基本計画という新市のビジョンを策定していくことになりまされども、こういうものはそこで、組織であります企画振興課というところで、今の松浦市、2町を含めた全域についての振興策を建設計画、今つくっています建設計画を基本に策定していくというふうになります。

それから、財政課ですけれども、こういうところも管理業務の一環として、先ほどからお話があります予算の一元化というところで相当のエネルギーが要る部署だと思ひます。今申上げましたように、総務課の行革関係とか企画振興、それから財政、そういった管理部門となりますけれども、こういうところについてはある程度人員的なことも配慮しまして、友田委員がおっしゃったように、新市の建設計画等に対して、それにふさわしいような政策がとれるような組織を構築していきたいというふうに考えます。

吉山会長

まだあるでしょうけど、ちょっと一たん休憩に入りたいと思ひますので。

再開を午後1時ということで、昼食休憩に入ります。

午後0時7分 休憩

午後0時59分 再開

吉山会長

再開いたします。

それでは、先ほどからの意見交換、質疑が続いております調整結果報告第21号のことについて、引き続き議論を重ねたいと思ひます。

先ほど友田委員 はい、どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。先ほど午前中の最後の質疑の中でですね、私、やはりこの機構図とあわせて、おおよその配置人員の姿というものを出すべきではないかということでお尋ねしておいたわけですが、金内委員の方からも、この中身を審査するに当たってはおおよその配置人員を示してほしいということが要望として出されておりましたので、やはり十分我々もそれぞれの議会に持ち帰って説明をするときに、そういった姿が見えないまま、ここで議論を終結するわけにはいかないと思ひますから、そういったおおよその配置人員の姿というものが次回までに示されるのかどうか、その点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

末吉総務部会長

ただいま友田委員の方から、おおよその配置人員を示してもらいたいというふうなことでお話があったわけでありまして、一応この人員の配置につきましては、それぞれの課におけます事務事業の量と申しますか、その積み上げによりまして人員の配置が決まってくるというふうなことになります。それを積み上げればいいわけでありまして、ただ、これにつきましては、どうしても最後に、やはりきっちり人間がはまるまでには結構それなりの修正とか動きが最後の最後までつきまとうのじゃないかなということを思っております。それで、一応今回はこの組織機構、新市の行政機構図案としてどうかということで御議論いただきまして、この人員の配置というか、配置人員につきましては、これはどうしても実際に配置をする段階でもいろんなことが予想されると思いますので、このところについては3首長さんに任せただけないかというふうなことを思うわけです。

そういうふうなところで、ちょっとこの配置人員を現時点でお出しするということにつきましては、非常にまたこの数字が出ますと、後々の影響も大きゅうございますので、できることならば、ここでは一応人員配置についてはしない方向で進めさせていただけないだろうかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

吉山会長

そういう事務局回答のようですが、いかがなものですかね。はい、どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。松浦市の現行320人ですかね、320人の配置が現行であるわけですね。ここで、それにですよ、先ほどのお話では、福島町から約9人ほど、あるいは鷹島町から15人ほど本庁に来られるというふうなですね、ちょっと数字が間違っていたら済みません。そういうふうには私は受け取っているんですけど、そういった方をどこに配置するのかということを考えると、現在の松浦市の組織機構で、例えば建設課に何人ぐらいいますよ、そこにあと新たに何人ぐらい要るんですよというぐらいのある程度大まかな人数というのは出せるんじゃないかなと思っているものですからこのように言うんですが、難しいということであれば、その難しいと言われることを判断して我々も対応するしかないんですけども、それがなぜ難しいのかがよくわからないわけですね。例えば、政策的にですね、だからどこに重点を置くのかということも含めて、ある程度こういうところに力を注いでいきますよという姿もね、やっぱり組織図をつくるときには考え方としては必要じゃないかなと思うんですよ。その辺が全く我々としてはわからないから、それをある程度判断できる材料として各部署の人員配置を示していただき

たいと言っているんですが、現行の松浦市にこの辺をプラスしていきたいとかですね、せめてそういった形ででも示していただくことはできないのでしょうか。

吉山会長

なかなか作業としては難しそうな状況です。今日時点までに積み上げる段階に至っていないというのが状況です。そこで、先ほど部会長の方から、重点的にここをこうということが出ましたけれども、それ以上のことが今日段階ではなかなか出にくいようです。

そこで、本日結論を出すのは難しいかなと私も判断しております。そこで、次回できるだけ早く対応をさせていただくとして、それまでにどういった段階まで対応できるのか、事務方に私の裁量で検討させたいと思いますので、その点で御理解を賜っておきたいと思います。

ただ、結論的にぴしっとコンクリートされた数字が果たして出るのかどうなのか。支所の業務と本庁との業務のすり合わせというやつもまた必要になってまいります。また、一たん数字が出てまいりますと、そのことが今度はベースになってなかなか調整作業もしにくくなるということ等もあるようでございます。そういった部分を慎重に対処しながら、次回までに検討し出せるかどうか。そのことを検討させたいと思いますので、御了解をいただきたいと思いません。

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島町の金内です。ただいま友田委員からの質問がございましたように、私も当初人員の配置を大まかなものを要求しておったわけですが、事務局としては出しにくいような考えがあります。今後出すときは、449人については隣町と比較した場合、10名程度多いんだということで以前の話のときにあってございましたので、この辺の余剰人員と、12月31日現在で各町村で臨採を行っていた人数が、合併することによってどれだけ削減されるものか。それも含めて出していただきたいというふうにつけ加えて要望しておきたいと思いません。

吉山会長

じゃあ、今の要望は、次回検討の対象ということにさせていただこうと思います。一応各課、係の定数問題については、一たんそういうことで次回に皆様方に議論していただく材料を何とかそろえるべく努力をさせるということにしておきたいと思いません。

そのほか。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島町の田島です。大変朝から機構組織の問題で御意見、御要望あっているようございま

すけど、こうして聞いておりますと、これはどこまで行ってもまとまらんのじゃないかなという感じをしております。私は、このことについて、これは合併して初めての組織機構ということになりますので、当然これは職員の問題も出てくるのは当たり前のことだと思います。しかし、合併したからといって何もかんもいきなり改革、削減というのは、これはちょっと難しいんじゃないかなと、このように思っております。それですね、私はここで今度新しくですが、政策調整室というものもできておりますので、いろいろの人員の削減、機構の改革というものはこういう課を使って慎重に検討していただいて、2年なり3年なりの期間を置いて整理縮小、または新設していかなきゃできない課ができてくればやっぱり対応していくということで、今回はこの組織で私はいかざるを得んのじゃないかなあと、こう思っております。

ただ一つ私思うんですが、民間会社の感覚を持って新市の運営といいますか、これからはやはりこれをやっていかなければできないんじゃないかと、こう思っておりますので、やっぱり改革するところは改革して、削減するところは削減するというようなめり張りをつけてこれからはやっていかなければできないんじゃないか。いきなりそんなら合併したからといって何もかんも削って削りたくるということは、これはちょっと無理なところもあるんじゃないかなというような感じをしておりますので、ただ要望として、私はそういう感覚でこれからの新市の運営をしていただきたいなと、私はこのように思っております。

吉山会長

今、田島委員から、スタート段階から何もかもというのは難しいけれども、基本的にはこれから削減すべきは削減するという民間の手法等々もとらえた対応をしていくべきだという御意見でございました。

これらの御意見も含めながら、先延ばしで大変恐縮なんですけれども、今日どうも定数の問題等々も絡んでくれば、もう少しやっぱり事務サイドとして努力をした上で、その上で改めて今日の議論を踏まえながら協議をさせていただくということで、この件よろしいですか。済みませんが、そういうことで。

事務方も大変だろうと思うんです。事の難しさは重々わかっておるんですけれども、やはり努力すべきはする段階でしておくべきですので、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、報告第21号についてはそういうことで、次回に結論を持ち越すこととさせていただきます。

引き続き、調整結果報告第22号（協定項目10号）ですが、地方税の取扱いに関することを協議議題といたします。

では、事務方交代をお願いいたします。

じゃ、調整結果報告第22号 地方税の取扱いに関することについて、税務部会長から報告願います。

中里税務部会長

皆さんこんにちは。税務部会長をしております松浦市税務課長の中里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案に従いまして、御報告させていただきます。

調整結果報告第22号 地方税の取扱いに関すること(その2)でございます。

この調整内容は、入湯税の税率を複数設けるかどうか、また、その関連といたしまして、入湯税の課税免除をどのように盛り込むかというようなことが合併までの調整項目ということでございました。

調整の結果といたしましては、入湯税については不均一課税は行わない。すなわち、複数の税率は設けないということにしております。

入湯税の課税免除につきましては、2町に入湯税の課税免除の例がございましたので、「2町の例による。」ということにいたしまして、「ただし、「年齢12歳未満の者」という規定を、現在、入湯料、入浴料の無料の年齢というのが未就学者、小学生未満の方が無料ということに合わせまして、「年齢を6歳未満」というふうなことにいたしました。

それから、不均一の課税の関連でございますが、入湯税の課税免除の項目に「新たに「宿泊を伴わない日帰りの入湯者」というものを加え、課税免除の取り扱いとするというふうなことで調整を図ったところでございます。

なお、第13回の合併協議会におきまして、地方税の取扱いに関すること(その1)ということで、税務部会につきましては、ほとんど調整項目は御報告しておりましたが、入湯税につきましては不均一課税と課税免除の関係で調整というふうなことで、今協議会で御報告するものでございます。

ちなみに、入湯税の税率につきましては、1日150円の標準税率を採用することにつきましては、第4回の合併協議会で御確認をいただいております。日帰りの入湯客の税率を別に設けて均一課税とするのか、課税免除とするのか、課税免除として税を課さないのかというふうなことを合併までに調整を図ったところでございます。

この結果、種々検討いたしました結果、日帰りの入湯客には税を課しないと、課税免除を適用するというふうなことで、均一課税は採用しないことといたしました。

以上でございます。

吉山会長

調整結果報告第22号 地方税の取扱いに関すること(その2)として、ただいま入湯税の取扱いに関して調整結果の報告がございました。

このことについて質疑に入りたいと思いますが。特にございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、調整結果報告第22号(協定項目10号)地方税の取扱いに関すること(その2)について、ただいまの総務部会長からの報告どおり承認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、了承をいただいたものといたします。

続きまして、調整結果報告第23号(協定項目11号)一般職の職員の身分の取扱いに関することについてを議題といたします。

総務部会から説明願います。

鴨川人事給与班長

人事給与班の班長をしております福島町の鴨川です。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、調整結果報告第23号、協定項目11号 一般職の職員の身分の取扱いに関することについて御説明申し上げます。

一般職の身分の取り扱いにつきましては、先の協議会におきまして合併までに調整するとしておりまして、確認をいただいた事項、二つですけれども、その事項について調整結果を御報告申し上げます。

議案つづりの2ページをごらんいただきたいと思います。

職員の職制のことですけれども、右側に調整の具体的内容ということで示しております。「職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併までに調整する。」といたしておりましたけれども、「次のとおりとする。吏員、吏員以外の区分は、松浦市の例による。吏員、吏員以外の補職名については、別紙のとおりとする。」ということで、別紙は4ページでございます。4ページをちょっと見ていただきたいと思います。

別紙の左側に新市職制一覧表ということで掲げております。

上の方から吏員、それから、吏員以外、これは同じでございます。それから、その下に吏員の補職名ということで事務吏員と技術吏員、事務吏員の中に、先ほど機構の中でありました課長補佐というものを設けております。技術吏員の方も同じく課長補佐を設けております。事務吏員以外の補職名ということで、下の方に掲げておるところでございます。

次に、3ページでございます。

職員の給与、「職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から合併後すみやかに調整する。なお、給与体系については、合併までに調整する。」としておりました事項につきまして、「別紙のとおりとする。」ということで、別紙につきましては4ページの右側に掲げております。

新市給与体系一覧表ということでお示しをしております。給料表の種類でございますけれども、現行もついておりますからまでの給料表、それから、級別職務分類表を掲げております。行政職給料表につきましては1級から8級、これは現行と同じでございます。

次に、の医療職給料表、これは病院とか診療所に勤務する医師、1級から3級まででございます。これも現行同じでございます。

それから、医療職給料表(二)でございます。これは看護師関係ですけれども、福島町診療所に勤務する看護師、准看護師及び理学療法士ということで1級から3級まで、それから、番目は教育職給料表、教育委員会に勤務する職員で市長が定める職員ということで1級から3級まで、それから技能労務職給料表、そして番目が企業職給料表ということで、これは鷹島の市営交通事業、バスの関係でございます。1級から6級まで掲げております。

それから、5ページ以降はその他の調整事項ということで、まず、初任給基準でございます。これは1市2町同じでございますので、初任給基準については現行どおりといたしております。

それから、管理職手当につきましては、松浦市、福島町は医師を除いて10%、それから、鷹島町が8%、なお、鷹島町さんにつきましては課長補佐、これは現在ですけれども、課長補佐まで管理職手当が支給されております。該当する人は全部で66名でございます。調整の具体的内容は右に掲げておりますけれども、「管理職手当の率は、8%」、鷹島町さんが8%でございますので、8%で調整をいたしております。

それから、「管理職の支給対象区分は、別表のとおりとする。」としておりますけれども、下に別表と書いてありますように、課長から室長、所長、主幹、支所長までの範囲でございます。

なお、病院、診療所、学校教育課長については、その表に掲げておるとおりでございます。

次に、6ページ、特殊勤務手当関係でございます。表に載せておりますような手当の種類が

ございますけれども、調整内容につきましては右に掲げておりますけれども、「特殊勤務手当は、松浦市の例によることとし、現金出納手当は、廃止する。ただし、医師手当等については、別表のとおりとする。」といたしております。特殊勤務手当は、ここに金額掲げておりますけれども、現在、松浦市さんで組合の方に提示をされて、削減、あるいは廃止ということで組合の方に提示をされて、継続交渉をされておるところでございます。

ちょっと中身を言いますと、税務手当（賦課）8千円となっておりますけれども、2千円ということで提示をされております。それから、税務手当（徴収、滞納処分）につきましては10千円となっておりますけれども、4千円ということで提示をされております。それから、福祉現業手当が10千円のところを6千円、それから、飛びまして、速記手当とありますけれども、これは廃止するという方向で提示されております。それから、ずっと下に行きまして、青島職員手当（病院）としてありますけれども、これが8千円を3千円ということで今組合の方に提示され、交渉をされているところでございます。妥結しますれば、その金額が変わってくるところでございます。

次に、7ページは退職手当関係でございます。調整の具体的内容につきましては、そこに書いてありますけれども、退職手当の支給率につきましては、新市において長崎県市町村総合事務組合へ加入するため、組合の規定を適用することになります。以下、別表のとおりになります。

それから、最後に8ページ、特別昇給でございますけれども、調整の具体的内容につきましては、「特別昇給は、松浦市の例による。」ということで調整をいたしております。

ただし、中段に退職時の特昇、以下、退職時の特昇で（定年）（勸奨）（死亡）とか、（自己都合）等ございますけれども、これにつきましては廃止するというので組合の方に提示をされているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

吉山会長

ただいま調整結果報告第23号 一般職の職員の身分の取扱いに関する事で説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。今説明をしていただいたんですが、はっきり言ってよくわからないんですよね、こんな表をいきなり見せられてもですね、僕らにとっては。したがって、単刀直入に

お伺いしますが、合併後、この提示されている部分でどれくらいの削減効果が出るものなのか、その辺のところについて簡単にお示しできませんか。なかなか明細見るとわからない。だから、こういう形で削減していますよという部分があれば、簡単に答えていただきたいと思うんですが。

吉山会長

どうぞ。

鴨川人事給与班長

削減効果といいますか、基本的には現行の給与保障、それから身分保障というのがございまして、幾ら削減というのはちょっとはっきりしたところが出しにくいですので、ちょっとお答えは難しいと思います。

池水委員

お答えしてもらわんと困るんですけど、お答えしにくいんですか。

鴨川人事給与班長

管理職手当につきましては10%から8%ということで、それにつきましては.....。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

じゃあ、具体的には管理職手当が10%から8%に下がったという部分の、いわゆる2%が基本的な削減案だというふうにとらえて、あとはほとんど何も変わっていないということですね。

鴨川人事給与班長

あとは、先ほど言いました特勤手当が、組合との話がつきましたら削減という形になります。

池水委員

わかりました。余り変わっていないですね、はっきり言ってですね。

そういうことであれば、どの道この提案で先ほどの組織の問題もそうです。これもそうですけれども、もう基本的にはですね、いかんせんこれは物足りないと言わざるを得ないと思っておりますので、その点に関して具体的に詰めるというようなことはもうしたくないんですが、もう少しやはり行政側としてきちっと示すべきものは示さないと、これじゃ何のための合併だと言われても仕方ないと思います。これは行政のための合併であって、市民のための合併には全くなっていないんだということを表しているにすぎないんだということだろうと思います。その辺のところについては、やはり首長あたりからどうなのかということをお伺いし

たいと思うんですけれども。こういう合併で果たしていいのかどうかということ。これはやむを得んのかどうかというようなところはぜひお伺いしたいなと思っております。

吉山会長

村田委員が先ほど、はい、どうぞ。

村田委員

鷹島町の村田です。まず、4ページの新市の職制一覧表の中で給与体系が示されておりますけれども、この中で の医療職給料表(二) これは福島町の診療所に勤務する看護師、准看護師、理学療法士ということで、福島町の診療所の看護師さんに適用すると思うわけですが、鷹島町の場合は多分医療職給料表の(二)が行政職かですけれども、適用されていると思うわけですが、その場合、鷹島町診療所に勤務する看護師さんについてはどのように考えておられるのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

それから、5ページに管理職手当のことでうたわれておりますけれども、先ほどの説明で、「管理職の支給対象区分は、別表のとおり」ということで別表に定めております。手当については8%とすると。しかし、対象者は66名おるという説明がありましたけれども、この補職名の中に課長補佐名は入っておりませんが、新市の職種のところには課長補佐というのが入っておりますけど、これには入っていないけれども、どういう関係で入っていないのか、その2点についてお伺いいたします。

吉山会長

はい、どうぞ。

鴨川人事給与班長

まず、1点目の鷹島町の看護師さん。鷹島町の看護師さんにつきましては、現在、行政職給料表を適用されております。したがって、新市になってからも行政職給料表を適用していくと。しかし、検討事項といたしまして、一本化ということで、新市になってから検討させていただくという方向でおります。

それから、管理職手当の件につきましては、これは課長及び課長相当職ということで考えております。ですから、別表の方に課長補佐は載せておりません。廃止ということで、課長補佐は廃止、課長及び課長相当職ということです。

吉山会長

よろしいですか。はい、どうぞ、村田委員。

村田委員

1点目はわかりましたけれども、2点目につきましては、課長補佐は廃止と今説明がありましたが、新市職制一覧表には課長補佐というのは吏員の補職名のところにはちゃんと上がっておりますよ。当然、管理職手当の支給対象になると思うわけですが、次の5ページに上がっていないというのがちょっとおかしいんじゃないかなと僕は考えますが、それについてもう一度説明を求めたいと思います。

吉山会長

いいですか。

鴨川人事給与班長

4ページはですね、これは職員全部を載せたところの補職名でございます。それから、5ページは管理職手当の範囲ということで、課長、課長職ということで載せております。

吉山会長

したがって、課長補佐は管理職手当の支給対象外にするということですね。村田委員いいですか。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島町の金内です。二、三点お尋ねしたいわけですが、まず1点を確認してから、あと質問したいと思います。

調整内容に、「合併後速やかに調整する。」と。この「速やかに」というのが、事務局は期間的にどの程度を考えておるのか。その説明によって、あと質問したいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

鴨川人事給与班長

ただいまの件ですが、職員給与については、職員の処遇及び適正化の観点から合併後速やかに」ということですが、新市ができて新しい首長さんが誕生しまして、そして組合との交渉もございまして、そういった市長さんができて組合との交渉、そういった過程で調整をしていくようになると思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

鷹島町の金内です。そうしますと、この調整欄の下の新市の給料表、ここに掲げてある行政職の給料表については、従来の松浦市の給料表がここに来ているように思うわけです。そうす

ると、調整するという事は、この給料表によって、今まで慣例として行ってきた給料表を撤廃して、新市の組合と合意のもとに新給料体系を決定することに解釈していいわけですか。

吉山会長

はい、どうぞ。

鴨川人事給与班長

給料表は同じ行政職給料表等を使っておりますので変わりません。給与水準について調整をするということでございます。

吉山会長

はい、どうぞ、金内委員。

金内委員

そうすると、新市になって福島町、鷹島町も含めたところで、一体となったところで調整を行うということですね。

吉山会長

はい、どうぞ。

鴨川人事給与班長

そうです。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

金内です。そうすると、今の説明でいくと、松浦市の給料体系で慣行上行ってきた、組合と合意して行ってきた峰あたり制度の運用、これによって今後勤める人、今までおる人、鷹島町、福島町、峰あたりをとっていませんから相当の差が出てくると。こういうことは新市長が出てくる以前に、身分の保障ですから、はっきりしておかなければできない。新市長が独断でやることでもなし。そうすると、今までとってこられた峰あたりと中間の短縮制度、これは今後廃止するというふうな受けとめ方でいいわけですか。一たんは、組合と合意するまでは廃止するという受けとめ方でいいのかどうか。そうすると、部内調整が相当問題が出てくるというふうには私は考えますが、その点について説明を願います。

吉山会長

はい。

鴨川人事給与班長

現給を保障することになりますので、それはしていかなければいけません。それで、松浦の仕組みと申しますか、新市になってから調整をしていくということになります。あくまでも現給は保障していかなければなりませんので。

吉山会長

はい、どうぞ、金内委員。

金内委員

松浦市の現給を保障するという事になってくると、鷹島町、福島町の職員の在職者調整を行わなければならないという問題は当然出てきますね。在職者調整を行わなくて、松浦市だけ現給を保障するというようなことには、給料ですからならないというふうに私は思うんですが、その点についてはどうですか。

吉山会長

ちょっと待ってくださいね。

鴨川人事給与班長

ただいまの質問ですけれども、松浦市の職員だけが現給を保証するという意味ではありませんで、1市2町今職員が現在支給をされています給料額、これを合併後は保障するという意味でございます。ですから、制度的なものを保障するんじゃなくて、これはあくまでも合併後、新市市長が誕生した上で、職員組合と新市の市長と話し合いの中で調整作業を進めていくということで御理解いただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

金内です。いや、松浦市だけをということじゃないわけですよ。松浦市が鷹島町、福島町と関係なく今まで行っておる。言っているんですか。実際行っている、6年間勤めておたら給料表は6短やっているとか、16年度には2短やって、17年目の人については1年間に6短・6短やっているというふうなことで、実際には短縮だけで38カ月、年数で3年と2カ月、係長、主査、発令時に1号俸昇給、こういうことがあっているから、鷹島町と福島町には相当給料の差が出てきていると。だから、合併後調整しますよといったらいつになるかわからない。組合と合意するまでわからない。職員の異動は行う。そして、格差のまま勤務をさせるということは、これは不平等な給料体系じゃないんでしょうか。身分の保障ですから、新市長がだれ

がなろうときちっと決めていくのが給料体系じゃないのでしょうか。今後どうでも合併後、私たちが話し合っただけでやりますよということであれば協議する必要は全くないと。

吉山会長

はい、どうぞ。

鴨川人事給与班長

特別昇給の件につきましては8ページにありますけれども、松浦市の例によるということで調整をしておるところでございます。

吉山会長

ちょっと金内委員、このことはまず現給を保障する、合併時点においてですね。そのことによって給料そのものが下がるということはしませんよということです。当然格差があります。鷹島町と福島町と松浦市とではですね。それはもうわたり等々の結果としてあるわけです。制度が別にありますから。その現給を保障しつつ、松浦市の例によるという対応をしますけれども、その差の調整等々については若干の時間は要と思います。それらの調整方法、それから今進んでおる制度、このこと等については新しい市になって速やかに労使間の協議も必要でしょう。そういうことを重ねながら真の一本化を図っていくということになるということなんです。当然その間において、ある意味不平等というのは、これはもうやむを得ないと判断せざるを得ん。そう実は判断をして、この調整をさせていただいておるという理解をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

金内委員

会長が言われるのはわかるわけです。ところが、これは、例えば4月1日昇給の人がおって、勤めてから5年の人がおったとする。それは新市になってからの給料ですから、わたり、この点についてははっきりしていないから適用しない。6年目の人には合併前だったから適用したということになってくると、この人は今まで1号俸違だったもんが1年6カ月離れていく。これは単純に一番最初の6年、7年の問題じゃなくて、16年、17年、21年、この辺についても適用を受けない前段の人があるわけですから、調整をとる中で不平等が出てくるということが当然出てきますよ。

吉山会長

新しい合併した後は松浦市の例によるという調整をしてありますので、新たにそのことが今までもううっとしてきたような差がどんどんどんどん広がっていくということにはならない。新

しい松浦市の特昇制度を適用する。それについては今度は交渉事の対象になってまいりますので、変化はしてまいるだろうと思います。ですから、制度は取り組まれます。今までの差のあった部分の調整というのは若干時間かかりますが、新たな新市になったら、その職員ですから、その統一された制度に基づいて特昇等々は動いていきます。そう理解しておっていただきたい。はい、どうぞ。

金内委員

それについては、やっぱりこの差についてはきちっと早い時期に縮めないで、例えば、松浦市で新規採用されて定年まで勤めた。鷹島町に勤めた。そして退職されるという場合には、鷹島の給料表をそのままいった場合は、定年まで14,833,887円の松浦市との差が出るというふうな、給料に大きな差が出てくるわけですよ。そうすると、退職時の一時金、年金等々にも相当差が出てくるというふうな状況が、合併時速やかに調整されないと出てくる。最終的には退職時には給料で約20千円ちょっとぐらいは福島町、鷹島町と松浦市とは差が出てくるんじゃないかなというふうに思います。ですから、給料だから、まあゆっくりやりましょうで4年も5年もかかってやってもらったんじゃない、勤めておる人はたまったものじゃないと。それで、役職だけ先につけておいて、支給する給料は違いますよということについては私は余り納得しがたいわけですが。

吉山会長

そしたら、もう一度私の方からですね。今までは制度が違う中で、当然同じ勤務で同じ仕事の内容の部分であっても差が出てきております。それが新しく新市になった段階で、じゃあ、別の制度で、今までの制度、それぞれ違う制度で動いていくかということ、そうではない。新しい新市の制度で動いていきますよと、それが適用されます。それが原則。

しかし、医療職の分が一部の部分、特殊な事情のあるところについては、これについてはまず最初は今の現行のままで、差のある状況の中で未制度でいかなるを得ないという部分は確かにあります。しかし、基本的には給与の問題については現給保障されつつ、今の制度じゃなくて、新しい新市の制度で対応していく。その新市の制度は松浦市の制度の例によりますよということなんですね。そういうことですから、新たな不平等は生まれてこない。ただ、過去における不平等というのは存在をします。その部分の調整を数年かけて対応していかざるを得ない。そういうことなんですね。

そういうことで進めていくしかないというのが現状でございますので、合併までにそのことを対応するというのは、事実としては、労使間の協定による制度というのが現に存在しておる

わけです。それを一方的にほごにするということにはなりません。したがって、それは合併後やらざるを得ない部分がそこにありますので、現状ではこういう調整をせざるを得ないという判断をしておるところでございます。

はい、どうぞ。

金内委員

いや、会長が言われるように、4月までとかと私は言っているわけじゃないわけですよ。そのために「合併後速やかに」と事務局は書かれているから、その速やかにというのはいつまでの期限ぐらいですかと最初から尋ねておるわけですよ。私は速やかにというと、4月を挟んだところの早い時期というのが速やかにと解釈するわけですが、事務局の速やかにというのは3年なり4年なりかけてということになると、新市長の1期が済んでからというふうなことになる。会長が言われていることはわかるわけですが、組合との力関係でとったとがここにするのは給料出せるもんについて新市の例として出しておられますが、片方の項目については福島町、鷹島町企業会計の給料表が入っているから、松浦市の例のように書かれていないわけですが、これについては事務局サイドも、これは相当な金が要ると思いますよ。ですが、できるだけ早い状況でやらないと、職員の中の給料の問題ですから、スムーズにいくかどうかということは非常に疑問が持たれます。責任だけ持たせて、給料は安いということになりますから、その点については事務局は十分配慮していただきたいというふうに私は考えます。

吉山会長

できるだけ早く調整をやってほしいという要望でまとめていただいたということによろしいですね。

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦市の友田です。今の給料格差の問題ですね。私はやっぱり今現時点では福島町職、鷹島町職、松浦市職、三つの組織があるわけですね。それぞれ首長さんとの立場で労使交渉をなさってきた。現時点で多分組合についても合併の議論はされていると思いますけれども、やっぱり給料については新しい組織になってお互いに当事者が生まれた時点でしっかり協議すべきだろうと思うんですよ。というのは、やっぱり新しい市ができて、新しい市の予算状況というのが見えてきますよね。そのことを踏まえて、そこで働く職員の皆さんに同じ認識を持ってもらって議論をしないと、私はやっぱりここで仮に調整をしましょうという話をする、相当市民の皆さんから大きな反発を食うと思いますよ。だからこそ、そういったことも含めて、今、最

後に金内委員がまとめられたように、当事者が生まれたならば、速やかにこの調整に入っていただくと。そうして、そのことがやっぱり市民が思っている行政のスリム化にきちっと方向性が合っているものにならなければならないと思いますので、その辺も含めて、当事者が生まれした時点で速やかに協議をしていただきたい、そのように思います。

吉山会長

はい、ありがとうございます。まさしく事務局サイドが提案しておる、説明をしておるのも同様の意味を持つての速やかにという表現であろうかと思えます。

ほかに。山口委員。

山口委員

福島町の山口です。ちょっとお尋ねをいたします。

5ページですけれども、それぞれに管理職の手当10%から8%にしますよという話、若干改革されたという感じは受けるわけですけれども、あと別表の中に病院関係、院長、それから福島診療所長とかこうあるわけで、その病院関係については、松浦市の場合は診療所長については前の段階で資料がありませんからわかりませんが、10%、ほかの病院関係だけが余り変わっていないわけですけど、その辺もちょっと説明を願いたい。

それから、6ページですけれども、特殊勤務手当、それぞれ松浦市の職員の方、特別手当が出ているようでございますけれども、ある程度は調整されているようでございますけど、福島町、鷹島町の場合は非常に今まで出ていない手当がたくさんあったわけですね。私感じるには、本当にこれだけの手当は出さんばものか。自分としては、これは普通の職員でもやるべき仕事を、ちょっと嫌な仕事だから、これは出しますよ。金は300円、200円とか小さな金ですけども、相当な金になってくると思うわけですよ。その辺職員さんの労使交渉とかなんか、私、労働組合かどうか知りません。やっぱりそれだけは自分たちが職員だからやっているんだという、お金じゃなくてですね。その辺もちょっと理解していただかんば、私は何でこれだけ出さんばかなと。確かにこれをやったらいろんな電話がかかってくるのも聞いております、職員さん個人にですね。それはそれでどこでも同じと思うわけですね。福島町、鷹島町の方は今までなかった仕事を、今度新市になったらそれだけの手当が出る。その辺が意味がわからんわけですよ。そいけん、この辺交渉なされて、カットする分はカットしたよという説明がありましたけれども、その辺をもう少し今後においては、難しいかもしれませんが、自分たちの住民サイドとしては、こがんとも出さんばっちゃうかと思うておるとのことだけ伝えさせていただきます。

吉山会長

はい、お尋ねが2点ありました。

鴨川人事給与班長

まず、1点目の医師の管理職手当関係ですけれども、医師につきましては給料とか、そういったものを含めて、採用時の給与条件とか、そういうものもございまして、調整が難しいということで、現行のままということにしております。

特勤手当につきましては、それぞれ例えば松浦市さん、福島町さん、鷹島町さんとうございますけれども、手当につきましては労使の中で決められてきております。そういったこともありまして、またこれを廃止するとか、減額するとか、ここで決めるわけにはいきません。労使交渉事項にもなっておりますことから、今提示はしておりますけれども、そういうことで御承いただきたいと思っております。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。先ほどから盛んに労使交渉、労使交渉と出てくるんですが、確かにこれは権利かもしれません。しかし、公務員の義務という部分のことをやっぱり原点に戻って考えにやいかんのだろうと。公務員の義務というのは、そもそも公僕という言葉があるはずなんですよね。権利と義務は裏表なんです。そこら辺のところはよく理解をしてやっぱり臨むべきだろうと思っております。

それから、あとこの特殊手当ですが、僕はこの特殊手当とか、いろんな手当は、以前、民の方が給料が高くて、公務員が安かった時代があった。その埋め合わせのために手当をつけたんだというふうなお話を聞いたことがあります。現在はもう明らかに民の方が低くて、役所の方が高いわけですね。したがって、この手当が必要なのかどうかという部分もやはりきちっと考えにやいかんと思うわけです。だから、こういう手当は実際はこういう合併協議会の中ではそういうことがわかっておれば、撤廃しましたというふうに出すのが筋なんだろうと僕は思っています。でも、現行としてまたこれそのまま残って、労使交渉の対象範囲だというふうなとらえ方。そこら辺が僕にはよくわからないんですね。今回の合併協議会の中でどうしてこういふふうになってくるのかというのが甚だわからない。

それから、1点だけ伺っておきたいんですが、今松浦市と鷹島町と福島町で給与体系が全く違うんですよね。以前の合併協議会の中で、松浦市に合わせるというような話が前回のときに

あったかと思うんですが、それは先ほどから出ているような形、これは変わってきたんですね。それは生きているんですか。ちょっと先ほどからやりとりがいっぱいあって、合併後調整するんだとかいろんな話と、以前、合併協議会の中であった給与体系については松浦市に合わせるという部分は、その部分が今後新市になってから調整するという話に変わったというふうにとらえていいんですか。

吉山会長

はい、どうぞ、最後の部分。

鴨川人事給与班長

基本的には松浦市に合わせる。若干違うところもありますけれども、基本的には松浦市に合わせるという形になっております。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。じゃあ、言っておきます。高い方に合わせるわけですね。

結局これはですね、先ほどから何度も言っているように、俗っぽい言葉で言うと、これは焼け太りということじゃなかですか。そういうことにならんとですかね、世間一般的に言うと。もともと役場に入っていた人たちは、もともとその給与体系で入っていたはずなんですよ。それが今度は市になったからといって市の方に合わせますと。確かに不公平があったらおかしいと思うけど、それを高い方に合わせるという部分は、民間で言うと、これは焼け太りと言うとです。そういうふうなこともちゃんとわかっておってください。

吉山会長

松瀬委員が先ほど手が挙がっておりました。はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。端的に申し上げますが、特殊勤務手当については、この際見直していただきたい、このように思うわけでございます。内容によりますと、事務職員も一般職員も変わらないようなものに、片方だけついておるといようなものがあるようでございます。自分の本来の職務について、また手当が出ておるといようなケースもあるようです。

それから、いま一つお尋ねしますが、この管理職手当というのは、管理監督するために手当を支給されると思うんです、その責任性に応じて。主幹は何を管理するものでしょうか。教えていただけたらと思います。その他にも以前はあったようでございますけれども、一つの課な

り、部なり、あるいは局なりというのを統括するその責任の重さに対して管理職手当というのが支給されておるであろうし、またおったであろうと、このように思うわけですが、たまたまこの主幹に、管理職というのは主幹が何を管理しておるのか理解に苦しむものですから、教えていただきたいと思います。

吉山会長

はい、2点ございました。

鴨川人事給与班長

主幹の位置づけでございますけれども、立場上は課長という管理職と同等の身分を保有するものでありまして、現松浦市の課設置条例という中で主幹や課長等の業務の位置づけを行っておりますが、当然主幹という形で新市の補職員は残しますので、今の松浦市の例によれば、主幹の業務は以下のとおりでございます。

主幹は、上司の命を受け、特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を関係職員を指揮監督して処理するということで、特段言えば主幹とか、もう一つ参事、課長補佐級ですけれども、こういうものは市長の特命を受けて、ある一定の指定された業務の処理を行うということでございます。特定の課の管理をするわけじゃなくて、特定の業務の内容について、併せて関係職員を管理していくということでの管理職の扱いです。

吉山会長

先ほど松瀬委員、特勤手当はもうこの際というのは、この合併協議会の中で廃止ということをお願いなさいという意味ですかね。それは私の立場でお答えしますが、やっぱりこれは少なくとも過去、長期にわたって労使交渉に基づいて確認されてきた一つの制度として動いております。そのことはやはり、これは労使間における協議によって改めるしか方法はない、法律事項等々を除けばですね。そのように判断をいたしております。これは合併協議会の中でこうしますよという決定をするというのは私はそぐわない、そのように判断をいたしております。

ちなみに、今現在、特殊勤務手当等につきましては松浦市においてこのような状況がございますので、労使間の交渉事項として提起をして協議の対象としておるとい、そういう状況であるということは御報告をしておきたいと思います。

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。ここに改めて提起、提示されておるわけでございますので、私も従来こうした手当というのは、先ほどお話がありましたように、給与体系のまずさといいま

すか、当時の経済ベースとつり合わないというふうな補足要件も多分にあったと思いますけれども、それよりも業務の難易度に従ってこれがやられた。ところが、その業務で雇いながら、その業務に手当を出してあるというのもあるようでございます。今ここで直ちにこれを改めなさいというのには問題があると思いますから、新しい段階に入りましたら、適時適切な処理をされるように要請をしておきます。

それから、この主幹とか参事とかというのは、従来、市長の特命事項として職務を遂行するのがこの職名であったというように理解するわけでございます。言うならば、それにいたしましても給与体系を維持するために補職名をつけたというのが本当でないかというような感じがいたします。私の経験からいたしますと、課長を左遷するときには いや、左遷と言うと失礼になりますけれども、ある部署に送り込むときに、課長からその部署の主任なんかにやりますと、降等になります。降等になりますと左遷ということになる。左遷になりますと訴訟問題が起きてくる。そういうことから、じゃあ、どうするかというふうなことで、同等職の主幹の職名をつけて、そして同等職で送り込んだら問題はないんじゃないかというような、いろんな研究がされました。

参事もしかりでございます。不祥事が起きまして、課長を研究室とか、あるいは開発室とかに五、六人送り込んだ。そのときに課長から降等することは本人の責務じゃなくて、職員が間違ったことを責任とらせたんで、そこまではやるべきでない。ならば、どういう職名をつけるか。参事をつけまして、参事室というのをつくった。これが大体おごりなんですよ。管理監督職員のいないところに管理職手当をやるというのは根本的に考えを改めるべきではないかと、このように思いますが、その点いかがですか。

吉山会長

おっしゃるとおりに、過去においてそのような動きがあったという事実関係は抜きにしまして、現実には条例がございまして、特命事項について統括していく。しかも、それに関係する職員を統括しながら事を進めていくわけですので、問題は条例に照らした職務がきちっと存在するのか、統括する職員が、関係する職員がおるのかという、その条例の原点に立った運用をやっぱり新市においては進めていってもらわなくては困る。前例を踏襲しないような形が必要であるということを言っておきたいと思えます。

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございますが、そういう御説明をなさりますと、あえて言わなきゃならんよ

うになるわけなんですよ。だから、そのために条例を制定しなきゃいかん。条例がない限りです
すね、そこまで発令するなど、こういう形になるわけですね。だから、条例はどうしてできた
かというのを申し上げたわけなんです。それを条例があるから、条例によってやった。それは
ですね、もう少し物の本質をひとつ極めていただきたい、こう申し上げたいと思うんです。と
いうのは、管理する者がいないのにどうして管理職手当が必要ですかと、こう申し上げている。
そしたら条例だと。条例は何でできたかといいますと、そういう履歴、経歴、あるいは過去と
いうのがありましてね、条例はつくらざるを得ずしてつくった。それで、それが妥当なものか
どうかというのは、後世皆さんが御判断なさることでしょうけれども、今でも判断していいん
じゃないかと思うんです。そこで申し上げている。

吉山会長

そこで、過去の例はもう置きましょうというんです、どういうものか。条例にうたわれてお
るのは、市長の特命事項として対処すべく主幹というものを置き、そして関係職員を統括しな
がら、その職務を遂行するというのがあるわけです。その条例が本当の意味で生かされる役職
という形で対応すべきだと。過去の例はもう抜きです。

はい。

松瀬委員

松浦市の松瀬です。あんまり言いたくないんですがね、関係職員を管理監督、統括してとお
っしゃるんですがね。じゃ、課長は何やるんですか。この主幹がその課に所属しておる。課の
職員を今度は管理監督したら、課長は何を管理監督するんですか。だから、余りいろんなこと
を言われますと、いろんなことが出てくるわけございまして、やはり管理監督している職員
がいるかないかというのをお尋ねしておるだけで、なければですね、それじゃ条例が誤りな
らば、条例は新市になって訂正するとおっしゃればそれでいいと思うんですよ。一つ一つこ
うおっしゃいますと、何か一つ一つまた御説明申し上げにゃいかんような感じするわけですね。

吉山会長

いやいや、逆にこっちが説明したくなってくるんですよ。というのは、条例にうたってあ
るんです。関係職員を使って特命事項を進めていくわけですので、一定期間、その特命事項が
終了するまでの間、あるいはその一定期間ですね。その間は職員がいるんです。統括する職員
というのはいらんです、そのことを進めていく上では。条例にはそのようにうたわれておるん
です。

はい、友田委員どうぞ。

福村委員

松浦市の福村です。職員さんは市長さん、町長さん、首長さんが雇っておるんですかね、違うですね。多分広く解釈すれば、市民が職員を雇っているとも言えると私は思うわけでございます。したがって、今、職員さんの待遇については首長さんと労働組合との協議によって、力関係でそのような今の状況だと私は思いますが、私はやはり住民が本当に一番中心でなければいけない、行政推進に当たってはですね。したがって、あんまり住民の気持ちと職員組合との気持ちが乖離しておりますと、これはまずいと私は思います。そういうことで、私はね、普通考えて、民間の企業は大体1年に一遍しか給料は上がらんとですよ。1年に一遍上がらんじったり、下がったりするのが今の御時世です。そういうことで、労使交渉の中で確かに1年1年、手取りが減っていることも承知しておりますがね。先ほどから特別昇給、これは成績特昇、勤務成績特に良好、公務貢献が顕著、松浦市も福島町も鷹島町もなっておりますが、その基準をどこら辺で定めてあるのかな、非常にあいまいであります。初めからある程度の枠を決めておいて、ずっとそれに、職員さんに当てはまっていくんじゃないかな、そんなことまで勘ぐりたくありません。

係長とか、そういった役職についたときはやっぱり手当は、そういった特別昇給はあるのかなど。あってもしかるべきかなということも考えます。そして、先ほど金内委員の方からありました、昇給短縮ですね。これは市民から考えればね、本当に理解に苦しむ。まだそがんことしよるとかて。1年に一遍は普通の昇給ですたい。これが半年に一遍上がってみたい、昇給してみたり、こがんことば市民が本当に中身知ったら、これはとてもそういった今までのやり方は理解できないと思います。

それからもう1点は、1市2町それぞれの今の職員さんの身分保障はしていかにゃいかん。しかし、何年か先には松浦市に合わせるといようなニュアンスの話でございます。私はちょっとこれ調べてきたんですけど、年度はちょっと前になりますが、15年度のラスパイレス指数ですね。松浦市が100.1、福島町が97.8、鷹島町が92.9になっております。松浦市に合わせるといことは、これは経費の増加につながるんですよ。こういうことはやっぱりこれからの労使交渉、あるいは首長さんの政策で変わってくると思いますが、こういうことは特殊勤務手当についても一緒ですけどもね、これはもうこの委員会の中でみんな一般の方は了解しにくいと思います。これからの労使交渉にゆだねるわけですけども、そこら辺も皆さん方の意見を十分反映された労使交渉にいちよ取り組んでもらいたいと強く要望しておきます。これについていかがでしょうか。

吉山会長

今それぞれる考え方等々も含めてお話があったわけですが、基本的には私どもは今合併協議の中で、今違っておる制度をどのように統一していくか、調整していくかという作業をしております。そういう作業をしております。それが合併調整ですね。

その段階でやれる範囲というのがございます。やれる範囲がございます。特殊勤務手当にしる、特昇制度にしる、賃金の体系にしる、これらにつきましてはやっぱり労使交渉の結果として今存在をしております。そしてまた、今おっしゃいましたようなこと等については、それぞれの自治体の中でやっぱり改善すべきだという問題提起をし、交渉ということを進めております。したがって、その分野というのは、この私どもの協議会の範疇をやっぱりどうしても超します。超します。そのことをやっぱり決定することは私は無理だと思います。しかし、おっしゃいましたように、新しく市がスタートする状況の中で、強い問題提起がこの場であったんだという認識に基づいた交渉を新執行部の中で進めていただく。このことは非常に大事なことで、そういう認識に立って今の議論を私自身は受けとめさせていただいておるわけです。やっぱり協議会としてやれる範囲、それと、やっぱり労使という関係の中できちっと市民の思いがどうなのかということを受けとめながら対応していく部分、やっぱりそこは整理せざるを得ない、そう判断しているんですけれどもね。

松永副会長

済みません。関連です。ここに、従来の1市2町の労使協定と言われましたね。協定金額というふうに解釈したらいいと思う。

ただ、今から先の新しい自治体ですよ。新松浦市というのは新しい自治体で、労というのがあるとするなら、新しい労組だと思うんですね。こういう協定、全く見直されなきゃならんと。これを踏襲して、このまま松浦市の例によるということ踏襲するということは私は許されない。新しい自治体であれば、それだけ言うておきます。

吉山会長

ただ、組織としては新しい組織ということになるんですが、その構成員というのは変わらないわけですよ。そこは引き継いだ上で、その改善もしていくべきではないのかなという理解をいたしております。

どうぞ、田中委員。

田中委員

松浦市の田中です。先ほどからずっとお話をお伺いしているんですけど、合併協議会のもと

の意味と行革は、民間と官がフィフティー・フィフティーで苦勞を見なきゃいけないと思うんです。ずっと聞いていましたら、官の方は勞使とか、労働組合で守られている。地方自治法の法律で守られているとおっしゃいますけど、そういう保身の形で協議しても何も生み出すものはないと思います。市民も半分は苦勞を背負う、官も半分は苦勞を背負う。そういう危機感とかそういうことを、何か官の方たちを見ていると全然感じられないです。自分が明日の身は首を切られると、民間はもうそういう状況に陥っています。苦勞をしょい込んでいます。特に男性社員がこのごろ躁うつ関係とか、神経系の病気が多くなっております。そういうのを民間を見て少しでも危機感を感じてもらいたいと思います。官と民のフィフティー・フィフティーで苦勞をしょい込むという、そういう姿勢で行革してもらいたいと思います。

吉山会長

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

職員の身分の問題で相当議論が続けられております。先ほどやりとりがあった中で、特に特殊勤務手当等については勞使間の交渉事、もちろんそれはわかっておりますが、今後さらに私もこの特殊勤務につきましても当然地方公務員としてやらなければならない務めであるという認識のもとに、やっぱり判断をしていただかなければならないんじゃないかということ強く考えておるところでございます。

そこでいま一つ、特別昇給の問題。先ほど説明でちょっと私も聞き漏らしたわけですが、この「特別昇給につきましては、松浦市の例による。」この下の方に行きますと、特に退職時の特昇改定ということで20年以上2号俸、やっぱり2号上がるということでの特昇の給与ということになっておるわけですが、ちょっと聞き漏らしたわけですが、このことにつきましては現在組合と交渉中ということでしたか、それともあくまでも松浦市のこの表にある数字のもとに方向性を決めていくということですか、そこら辺もう一度確認をしておきたいですが。

吉山会長

はい、どうぞ。

鴨川人事給与班長

ただいまの件でございますけれども、組合に提示をしまして、今交渉中でございます。全廃する、撤廃するというところで。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

大変御苦勞をして交渉中ということでございますが、もう既にこの職員のそれぞれの身分の問題についても、ここ一、二カ月前に始まったわけじゃございません。その交渉の状況としてはどういうところまで交渉なされておるわけですか。差し支えなかったらお示しを願いたい。

吉山会長

じゃあ、今のことですね、熟知した課長が今ちょっと中座しておりますので、しばらく私も休憩をとらせていただきたいと思います。じゃあ、トイレ休憩、半まで。

午後 2 時 23 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

吉山会長

それでは、再開いたします。

休憩前に寺澤委員の方から特別昇給の関係、退職時の特昇制度の交渉状況について報告をということでございました。よろしく。

山崎総務課長

松浦市の総務課長の山崎でございます。退職時特別昇給の件での御質問だと思いますが、現在、松浦市では退職時の特別昇給 2 号アップということで行っております。このことについては、国の制度としても既に全廃されております。それを受けて、長崎県を初め県内各市町村とも現在見直しを行っているところでありまして、既に見直しが済んだ団体もあるところでございます。

松浦市におきましては、合併前に見直しをしたいというようなことで組合の方に提示をして交渉を進めてまいりました。先ほど出ましたように管理職手当については 8 % に落とすよというようなことで、組合もそれは仕方ないだろうと。それから、今言う特別昇給につきましても、交渉の中で、2 号ありますので、年次的に 1 号ずつ落としたりどうかというような、そういう話も出てまいりました。ただ、国にも制度はもうありませんので、一遍に 2 号を落としてしまおうというようなことでこちらの方も働きかけをしておりますし、組合としても諸般の状況を十分考えておられますので、そっちの方向で現在話し合いが進んでおるところでございます。

今の段階で確定したとは言われませんが、再度組合交渉を重ねて、できるだけ合併前にこの分については退職時特昇をなくそうということで順次進めておるところでございます。

以上です。

吉山会長

寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。今総務課長の方から報告がありまして、大変当事者としても厳しい選択に迫られる問題とは思いますが、しかし、先ほど話がありましたように、国そのものが全廃をしておる経過もございますので、大変今後の交渉についても大変とは思いますが、ひとつぜひともそういう方向に期待が持てるような形で努力をお願いいたしまして、終わります。

吉山会長

大畑委員どうぞ。

大畑委員

広域の大畑でございますが、4ページの補職名の問題でございます。

御承知のように、介護保険法がもう既に一部では本年のうち10月1日から改正になります。大きくは18年の4月1日から改正になる。その中で在介センターの廃止、それに伴って包括センターの設置が市町村に義務づけられているところでございます。

この設置につきましては議会の承認は要りませんが、その中の職員の配置について社会福祉士、ケアマネジャー、保健師の設置義務をつけられるようになっております。4月1日からの施行でございますが、在介センター等の廃止に伴いまして、また1月1日に合併ということもございまして、現在の介護保険のサービスを受けている大半の方がいわゆる在介では70%、80%とも言われておりますけれども、そういう人たちがすべて介護保険の給付をカットされます。包括センターが実施する介護予防でのサービスということになるわけでありまして。そうしますと、この社会福祉士、ケアマネ、保健師が動かなくてはならないわけでありまして、私たちの介護保険事業者も早目にそうした方向性を行政に位置づけしてもらわないと、私たちの事業所の存続についても対応が非常に厳しいものがございまして。

そういうことで、まず1点は、早くしてもらうためにこの補職名の技術吏員になるか事務吏員になるか、ちょっとここの、例えば保育士を事務吏員の補職名の方でしてございまして、看護師は技術吏員というふうになっておりまして、ちょっとあいまいなところもございまして、社会福祉士とケアマネをここで位置づけをしていただいて、包括センターの立ち上げをしていただきたい。いわゆるケアマネの設置がないと介護保険の保険給付、あるいは補助金給付がないとなりますので、これを補職名につける必要があると思っておりますが、いかがでございましょうか。

吉山会長

はい、どうぞ。

山崎総務課長

包括支援センターの設置については今大畑委員からお話が出たようでございまして、来年の4月1日からこういう体制をとる必要がございます。現在のところ、保健師の確保だとかケアマネジャー、それから社会福祉士の取り扱いについて、まだ確定したところで協議調整が調っておりませんので、合併後に速やかにその辺のところは整備して補職名のところもあわせて整備したいと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

大畑委員

ああ、合併後にですね。できますれば、4月1日発足を4月1日に設置をするということは、相当のサービスが行われなくなりますが、今サービスを受けていらっしゃるお年寄りが途方に暮れるということになります。できますれば、合併と同時に、少なくとも3カ月前にはこれを設置しないと、このケアマネは一般のケアマネとは違います。主任的ケアマネで1月から3月にかけて研修が実施されます。市内数十人のケアマネの指導者となるわけでありますから、早期に立ち上げされることを要望します。

以上。

吉山会長

制度変更の過程で、実は合併をするという、そういった不安な要因はあるわけですが、まさしくこれこそ速やかに、合併後速やかに対応すべき事項としてとらえておく必要があるだろうと、そのように認識をいたします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

特にないようです。それぞれ御意見もございました。労使間に係る制度の改善が行政経費を削減するという視点の中で、もっともっと危機感を持って対応すべきだということ等も御意見として承ったわけです。さらにはまた、職員の公平性を確保する対応策、さらにはまた一方で公平性を確保するという必要性はあるけれども、経費を膨らませるということは極力抑えるべきだという指摘、そういったこと等の御意見があったところでございます。

そういった部分を議事録にきちっと残す形の中で、今日まで調整できる内容としては、提案

のあった形で御了承いただきたいと思いますと思うんですけども、いかがですかね。福村委員、どうぞ。

福村委員

一つだけちょっと念を押しておきます。

今会長おっしゃったように、今日の皆様方の意見を参考にしながら、今後の労使交渉に臨むということがございました。やはり、この特勤手当につきましても松浦市の例と福島町、鷹島町、労使交渉の中で首長と、町長さんと組合と交渉の結果がこういった手当をやはり削減してこられたわけです。これがまた松浦市に倣うとなれば、せっかく両町の町長さんが交渉の結果、これだけそぎ落としてこられた。これをもとに戻すということにならんように、しっかりそこら辺は労働組合との交渉に当たってもらいたいというふうに注文をつけておきます。

吉山会長

はい、相手の注文でございますので、これこそまさに議事録として、きちっとしかるべく引き継がれていく、そのように取り扱いたいと思います。

そういうことで御了承いただけますね。 はい、ありがとうございました。

それでは、調整結果報告第23号 一般職の職員の身分の取扱いに関する事、このことについては事務局調整報告どおりに了承することといたします。

それでは引き続きまして、調整結果報告第24号 各市町の慣行の取扱いに関する事、このことについて報告、協議いたしたいと思います。御報告願います。

大久保事務局長

それでは、調整結果報告の第24号でございます。協定項目18号 各市町の慣行の取扱いに関する事。

各市町の慣行の取扱いに関する事のうち、市章の選定について次のとおり報告いたします。市章の選定について、市章候補5作品を別紙のとおり報告するというものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回のこの市章につきましては、合併時に制定するために公募を行い、候補選定委員会により5作品まで絞り込み、この合併協議会において採用作品を決定しようということで今日まで進められていたものでございます。

まず、これまでの経過等を御報告いたしたいと思います。

1番目に、市章の募集についてとしておりますけれども、第11回の協議会で確認いただきました募集要項により、平成17年5月1日から平成17年6月30日までの2カ月間、市章の募集を行いました。

募集については、各市町の広報紙、合併協議会だより、ホームページに掲載するとともに、管内の全世帯にはチラシと応募用紙を配布いたしました。

募集の結果は4ページをごらんいただきたいと思いますけれども、517作品の応募がありまして、うち松浦市から228、福島町30、鷹島町14と、管内から272の応募がっております。年齢別の応募状況はその下のとおりでございます。

また、2ページに戻っていただきたいと思います。

この市章応募のあった中からの今度は市章候補作品の選定でございます。2番の方でございますけれども、この市章候補作品の選定につきましては選定委員会を設けることを第11回の協議会で確認いただいております。そして、そのメンバーについては第12回の協議会で選定委員会規程というのを確認いただいております。これに基づきまして、各市町から御推薦いただきました協議会委員各1名、それからデザインの識見者各2名、計9名で選定委員会を組織し、8月10日と29日の両日に開催いたしまして、候補の5作品を選定していただきました。推薦いただきました委員さんのお名前は、5ページに載せておるところでございます。

それでは、また2ページに戻っていただきたいと思います。

まず第1回の市章候補選定委員会でございますが、8月10日全委員出席のもと開催されまして、まず、委員会規程に基づきまして、委員の互選により委員長に松浦市推薦の石田委員を選出していただきました。そして、石田委員長の指名により、委員長代理として鷹島町の宮本委員が選出をされております。

まず、協議会で御確認いただいております選定基準を事務局から説明し、まちづくりの基本理念であります「産業創造！次代へ漕ぎ出す松浦市」-自然の恵みを活かした個性きらめくふれあいとぬくもりのあるまちづくり-にふさわしい市章であって、市旗やバッジ等にも使用できるデザインであることを念頭に、選定の方法等をその委員会の中で協議し進められました。

まず、公平な選定を行うために応募者の氏名は開示せず、全作品を会場内に並べましてすべての作品に目を通されまして、そして協議により、まず第1日目といたしましては10作品程度までの段階的な絞り込みを行うということで進められたところでございます。

1次審査から4次審査というところまでいったわけでございますけれども、1次審査から3次審査までは、委員個々人の審査により選定がされております。まず、第1次審査では全作品の517点の中から委員1人当たり10点程度を選定することといたしまして、まず最初に73点がここで選ばれました。そして、第2次審査では73点から、今後は委員1人5点を選定しようということで31点に絞り込まれました。そして、第3次審査では31点のうちから1人3点を選定

しようということで、19点に絞り込まれました。その後、第4次の審査では、一応その19点のうち1人2点を選定いたしまして、その後、選んだ内容につきまして批評を加えながら12点まで絞り込まれたというところでございます。

おおむね10点ぐらいまでということで進めておりまして、一応第1日目はここまでの作業ということになりました。そしてまた、このときは次回の委員会の準備といたしまして、事前に残った12作品の資料を事務局から各委員に送付いたしまして、そして、それぞれの委員さんは5作品をこのうちから選定をして、次はその5作品に5点から1点の点数化を行って、その集計結果を参考に協議をしながら最終候補作品5作品を決めていこうということで1回目が終わったところでございました。

第2回目の市章候補選定委員会は8月29日、この日も全委員さんが出席のもと開催をされました。先ほど申し上げました第1回の委員会の協議に基づきまして、それぞれ5作品を選んでいただいておりますので、それに5点から1点の点数を振って集計を行いまして、その後それぞれの委員さんから選定の理由や各作品に対する講評等を出し合いまして、そして合議により5作品の絞り込みが行われたというところでございます。

その経過でございますけれども、まず、その集計結果を見たところで大体集計点数が高い、そしてまた選定した委員数も多いというふうなところで、まず3作品が全会一致の中で候補に選定されることとなりました。あとの残りが二つということになるわけでございますけれども、これについてはそれ以外の作品、残った作品のうちから1作品ずつを全員の投票により一つずつ決めていきまして、そして5作品を決定したというふうなところでございます。

次は、6ページ以降に候補作品の報告書ということで添付をいたしております。

7ページからでございますけれども、ここに候補のデザインの趣旨及び選定の理由、それから講評というのを記載してあります。デザインの趣旨というものは、これは応募者が申込書に記載された原文のまま一応ここにそのまま転記をいたしております。それから、選定の理由及び講評は、委員会の中で議論、検討された内容を書いたものでございます。若干分量が少し多かったり少なかったりはしておりますけれども、それをそのまま反映させたというふうなところでございます。

一応、候補作品の1番から順に読み上げさせていただきたいと思っております。

1番のデザインの趣旨でございますけれども、松浦市の「ま」の文字をモチーフに、市を包む豊かな自然と人々の姿を重ねてデザイン。緩やかなラインで海の波や棚田をイメージし、自然の恵みを活かしたまちづくりを表しました。力強く未来へと進む姿を「次代へ漕ぎ出す松浦

市」の象徴として描きましたということです。

選定の理由、講評ですけれども、デザインの趣旨が明解で、形が美しい。人の姿に海の波や棚田の自然をからめた表現がよい。躍動感があり、赤い色がアクセントになっている。人と動的なイメージもある。また、「次代へ漕ぎ出す松浦市」のキャッチフレーズとの関連性、共通性が感じられるというふうなところでございます。

それから、候補作品の2番ですが、デザインの趣旨としては、松浦市の頭文字「ま」をモチーフに、伊万里湾と玄界灘の波・緑の丘陵部、そして島をあらわす丸を組み合わせ、新市の地勢を描いた。全体で大きく羽根を広げ羽ばたく鳥のイメージで作成し、基本理念“産業創造！次代へ漕ぎ出す松浦市 - 自然のめぐみを活かした「個性」きらめく「交流」と「ぬくもり」のあるまちづくり - ”を盛り込んだというふうなところでございます。

選定の理由及び講評ですが、松浦市の頭文字「ま」をモチーフに自然、共生、次代へ躍進の表現がなされている。3自治体の基本理念を融合させ、駒が立つようにも見えるということでございます。

次の8ページをお願いいたします。

候補作品の3番であります。デザインの趣旨は、松浦市の英頭文字「M」と「U」をベースに、同市の基本理念である明日へ漕ぎ出す松浦市を表現。オレンジ色の円は、3町を意味し、中央部分は日本一の水揚げを誇る「アジ」「サバ」をイメージし、全体では、無限の広がり象徴しているということです。

選定の理由及び講評ですが、全体的に丸みがあり、合併、共生、産業のイメージがよく出ている。頭文字の「M」は魚をデザインしているのがおもしろい。大人から子供まで親しみが持てるということでございます。

候補作品の4番ですが、デザインの趣旨ですが、英文頭文字「M」をモチーフにダイナミックに「産業創造」の未来へ躍進する都市の姿を表現。3市町村を示す赤、緑、青で豊かな自然をイメージ。また、各地域の「個性」と「交流」の姿を重ね、「ハート」の形で温かな「ぬくもり」のあるまちの広がりをシンボライズしています。

選定の理由及び講評ですが、頭文字の「M」を躍動的にシンプルに図案化し、色彩にもめり張りがある。中の白地部分は伊万里湾をイメージさせ、赤い円は太陽を想像でき、これからの新市の飛躍発展にふさわしいということです。

9ページをお願いいたします。

ここには候補作品の5番を載せておりますけれども、デザインの趣旨ですが、松浦市の英字

イニシャル「M」をモチーフに、貴重な歴史・風土や産業・文化など、あらゆる情報発信の役割を果たし、心豊かな自然（人・水・緑）に包まれた地域社会と生き生き共生し、合併を機に将来に向けてますます発展・繁栄する明るい元気な姿を力強く表しています。

選定の理由及び講評ですが、色彩豊かで斬新。人の拳のように見え、いかにも合併後1市2町が団結していくようにとらえられ、新市の飛躍発展を象徴するかのよう描かれている。完成度、オリジナル性が高く存在感があるというふうなところでもございました。

再び3ページに戻っていただきたいと思います。

3番の類似作品の調査ということ載せておりますが、これにつきましては候補の5作品の選定を終えたところで専門業者に依頼をいたしまして、都道府県、市町村章や行政サービスの関連会社等の商標との類似標章の調査を行ってまいりました。その結果、著しく類似する図形はなかったという報告を受けましたので、委員会が選定いたしました5作品を本日御報告するに至ったところでございます。

それから、4番の市章の決定でございますが、このことにつきましては合併協議会において、5作品のうちより1作品を市章の採用作品として決定するというを、これは第11回の合併協議会において御確認いただいております。ただ、決定方法については未決定でございます。そのようなところで、その決定の方法につきましても本日ここで御検討いただきまして、採用作品の決定をお願いいたしたいと思っております。

なお、県内の他の合併協議会の決定方法の事例を参考までに挙げておりますが、大方は例1の合併協議会での投票により決定をされているというふうな状況でございます。対象の自治体は下の括弧書きでございます。ただ、例2のようにちょっと違ったやり方をやっているのは、候補作品の10点につきまして管内の小・中学生のアンケート調査を実施して、その結果によって合併協議会において決定されたということもございまして、これは2カ所だけですけれども、いずれにしても、その方法につきましても協議会にお任せをいたしたいというふうに思っております。

以上で、市章の選定に係る報告といたします。よろしくお願いたします。

吉山会長

ただいま調整結果報告第24号 各市町の慣行の取扱いに関することについて報告がございました。

この採用作品は合併協議会で決定するということは確認してはいたしましたが、その方法の協議が必要だろと思っております。その前に、その方法の協議について後ほど行いますが、まず

は報告の内容について、今説明があったことについて不明の点等々がございましたら御質問等々受けたいと思います。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。今1から5番まで説明がありましたが、特に選定委員会で優秀という形で設定をされたのは、この中で番号順にやっぱり選定委員会の中では良好という形をとられたのか、ただ、無作為的に1番から5番までという形を出してあるのか、そこら辺について、選定委員会の内容についてひとつお尋ねをいたしたい。

吉山会長

はい。

大久保事務局長

選定委員会では、一応5作品の絞り込みというふうなことでお願いをいたしましてしていただいたものですから、順番で1番から5番という順番は振っておりません。たまたまここで1番、2番というふうな番号を振っているのは、これは受け付け番号順に並べておるだけのことでございます、その辺は済みませんがお間違えのないよう、説明が足りませんで申しわけございませんでしたが、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

吉山会長

よろしいですね。

選定委員会には5作品を絞っていただくということにしておりますので、その序列等々については確認してもらっていないということです。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

そしたら、説明の内容で御理解いただいたですね。

じゃあ、この5作品から協議会として1作品を求めなくてはなりません。その方法について御意見を承りたいと思いますが。ほかの市の例、先例として投票によって決めたというところ、それから小・中学生にアンケートをとって、その結果を参考にまたあくまでも合併協議会で決めたという、その方法等々があるようですが、どうしますか。

投票、投票という副会長の声が出ておりますが。投票で決めようというのが総意と見ていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

いいですね。そしたら、投票でということにします。

ただその際、投票というとはらばら五つの作品に割れたというケースが考えられます。もうそうすれば、一番余計票を取った方が1位とするのか、その条件として過半数以上だとするのか、決選投票まで考えた上での対応するのか。

どがんですか、今一番多かたとを、例えばそれが3分の1であったにしても採用してはどうかという方法、それから 山口委員、どうぞ。

山口委員

ちょっとお尋ねをしますけれども、この赤とか青が色が薄かったり濃かったりするわけですが、それは関係なかわけですかね。見たときに、はっきりした青とか薄か青とか赤とかあるようでございます。

吉山会長

はい。

大久保事務局長

これはちょっとスキャナーで読み込みましてプリントした関係上、若干色が薄目になっておったりするところもございしますが、一応採用作品につきましては著作権についてはこちらの協議会もしくは新市の方に移行させますし、その時点である程度調整というところまで行かないかもしれませんが、まずは基本的には御本人から応募された作品の色彩に沿ったところで進もうと思っておりますが、少し確かに薄れたりしている部分もございします。あとはある程度もう少し濃いような色にというようなことであれば、そういうふうな調整も決定後に考えたいと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ山口委員。

山口委員

山口ですけれども、余り色の度合いというか、それは考えなくていいということですかね。後で、例えば赤であればもう少し濃ゆうせろとか注文つけてもいいということですか。青も、青は青で同じ考えでいいわけですね。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

確かに色の度合いが見にくいかもしれませんが、まずはちょっと一応これを基本にした中で、色がどのくらい濃くなる、薄くなるかでそれぞれ考え方がばらばらでは登用しても非常にまとめづらいものですから、一応今ある作品を基本にして、それぞれまず進めていただきたいと思っております。そのような中で、最終的に選ばれた時点でもう少し何か手を加えるというか、それはもう御本人さんの作品の趣旨を曲げるわけにはいきませんので、それを十分尊重した中で、もしそれが必要というふうなことであれば、そういうふうな形を後はとってもいいのかなとは思っております。

以上でございます。

吉山会長

はい、永田委員どうぞ。

永田委員

選定の方法なんですけれども、私たちが委員として前回やってきたことなんですけど、ここの中でお一人様が1点だけ選ぶということに関してはちょっとあれなので、1人でやはり2点選んでいただいて集計をされて、そのまた2点の中から次に1点を選ぶということで慎重にそこらあたりをやってほしいなと。ちょっとだけ時間かかると思うんですけれども、今後ずっとこれが使われていくものなんですから、そういうふうな方法をとっていただければよろしいんじゃないかなと思っております。

以上です。

吉山会長

慎重に選定をしていこうということで、2点だけですね、今度は1点を絞り込む予備審査みたいな形で対応してはどうかということですが。

いずれにしても最終的には一つに絞り込むわけなんですけれども、永田委員がおっしゃるような一度ステップを踏んでみようかということ、一発ではやっぱりこわ過ぎますか。池水委員、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今永田委員さんが言われたように、過半数を得たというような形の同意をとるためには、先ほど言われたような形をした方が、やはり合併協議会の過半数を得たんだというような形になるからいいかなと思いますけれども。

吉山会長

なるほどですね。そしたら、よろしいですか、最初の投票で2候補作品をそれぞれ選んでい

ただ。上位2候補を最終候補に上げて、決選投票をするという、そういうことでしょう。

ですね。何か友田委員、何か。そしたら、はい、森委員どうぞ。

森委員

済みません、森です。この作品にはちょっとないわけですが、この外郭ですね、丸み、このままつくられるのか、このまま四角につくられるのか。これは作者の方も何も余りいじる道にはいかんと思いますが、その点はどうなんですか。

吉山会長

はい。

大久保事務局長

一番大きく四角囲みにしているのは、旗におさめたときがこのような形になるのかなというところでしております。それから、丸にしているのは、これはバッジとして利用した場合のことを考えて、一応丸の中にちょっと今そのままおさめたということですね。それと、もう一つ、単なる真四角の分は、これはモノクロプリントということで少し大きくして見やすいようにしていると、そういうふうな状況で三つ載せております。

吉山会長

はい。

森委員

済みません、森です。となりますと、どちらを基準に、バッジを基準にとるというのか、そのところに不透明さをちょっと思うとですがね。

吉山会長

これは私の所感ですけども、それは旗であったりバッジであったり、総合的に判断していただくしかないと思うんですけどね。おっしゃる意味はわかるんですけども。(発言する者あり)

四角のバッジを見かけないこともないんですが、大体大方丸で。そしたら森委員、いいですね、総合的に判断していただくということで。

それでは、先ほど永田委員の方から御提案がありました投票の方法として、まず五つの中からそれぞれ二つを選んでいただく。その上位2候補を最終候補として、その中から一つを選んでいただくという、そういうステップを踏んで最終決定を図りたいと思います。

それでは投票で進めていくということで確認をさせていただいて、今申し上げた方法で進めてまいります。

大久保事務局長

それでは、ただいまより投票用紙をこちらの方から配ります。自席でお待ちください。それで、一応1枚ずつ配りますので、最初番号を二つ書いていただくということをお願いをいたしたいと思います。1枚ずつ配りますから、それに二つの番号を書いてください。そして、一応番号だけで結構ですから、1番から5番のうちの番号をお願いします。

吉山会長

余分なことは書かんでください。

〔投票用紙配付〕

大久保事務局長

そしたら、後はできましたら混雑をしないように、右回りでも投票缶に入れて、そのまままた右回りで帰っていただくようにしましょうかね。それとも、集めに来たがいいですかね。

回ったがいいですね。

〔投票〕

吉山会長

そしたら、集計の時間がありますので、若干終わるまで着席願います。

それでは、再開いたします。

それでは、事務局より結果の報告を。

大久保事務局長

それでは、第1回目の投票の結果を発表いたします。

候補作品の1番、これが12票でした。同じく2番4票、3番4票、4番14票、5番10票ということで、上位の二つとなりますと1番と4番で、そしたら最終的に決選投票ですね。

吉山会長

今、第1回目の投票の結果報告がありました。それぞれまた違ったイメージの方もおられたと思うんですが、二つまで絞っていくという作業を確認しておりましたので、これで二つに候補を1と4に絞った上でもう一回最終投票をさせていただく。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、そのようにしていただきます。

〔投票用紙配付・投票・開票〕

吉山会長

それでは、結果がまとまったようでございます。集計結果が出たようです。それでは、もう決定した番号を言います。

4番。15票でした。それから、1番が7票ということで、15票の4番で確認ということにさせていただきます。よろしいですね。

それでは、松浦市の新しい市の市章、これにつきましてはナンバー4で決定をいたします。御投票ありがとうございました。

それでは、決定をいたしましたので、この後だれの作品なのかということで御報告願います。

大久保事務局長

ただいま候補として採用作品として決定いただきました4番の作品でございますけれども、東京にお住まいの方です、東京都町田市というところにお住まいの方で彦根正さん、49歳の方の作品でございます。彦根正さんですね。東京都町田市にお住まいでございます。49歳の方でございます。

吉山会長

よろしいですね。

大久保事務局長

一応、この方に最優秀賞ということで300千円をお送りするというふうなことになります。ちなみに、残った方には優秀賞ということで10千円相当の地域特産物ということで、中身につきましてはこちらの方で見繕わせていただきまして発送させていただきたいと思っております。

ただ、どちらの方が入られたのかなというのがあると思いますので、ちょっと住所だけでもお知らせしましょうかね。1番近い方は北松の佐々町の方が1名おられます。鬼塚哲夫さんという方です。これは3番の方ですね。済みません、順番に行きましょう。

1番が神戸市西区の方でございます。済みません、ちょっと私振り仮名を、後から確認しますけれどもきへんに土という字でございます。杜、そして多い、杜多さんですね、杜多利夫さん、利夫は利用の利と利用するの利で夫ですね、56歳の方です。

2番の作品は兵庫県宍粟市、うかんむりに漢数字の六でございます、それと粟ですね、東西南北の西の下に米と書きます、こういうふうな市の名前です。小柴雅樹さん、小さい柴、雅樹は、雅は優雅の雅に樹木の樹、41歳の方ですね。

3番目が北松浦郡佐々町の方です、鬼塚哲夫さん。哲は哲学の哲に夫、この方は65歳の方です。

4番が最優秀で、5番が東京都文京区にお住まいで井口やすひささん、井戸の井に口、やすひさは平仮名で書いてありました。60歳の方です。結構高年齢の方がどうも残っておられたようです。

以上でございます。

吉山会長

よろしいですね。

それでは、ただいま市章も決定しましたので、次に移ります。

調整結果報告第25号 情報公開関係の取扱いに関するることについて議題といたします。

総務部会長から報告説明願います。

末吉総務部会長

それでは、調整結果報告第25号（協定項目25号）情報公開関係の取扱いに関するることについて御説明申し上げます。

情報公開関係の取扱いに関することにつきましては、先の第4回協議会におきまして、合併までに調整するとして確認をいただいておりますので、その調整結果について御報告申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

調整結果としまして、情報公開関係の取扱いに関しては、松浦市の例によりますものとします。

次ページに調整内容を記載しております。

この協議項目につきましては、提案時に御説明いたしましたとおり、本制度につきましては平成12年4月に情報公開法が制定されたことによりまして、情報化社会の進展により地方公共団体として行政の公平の確保とその透明性の向上を図るために、各市町村で全国的に条例等を定め取り組んでいるところでございます。

本合併地域市町におきましては、松浦市と鷹島町の1市1町で関係条例を制定し、制度として既に施行しているところでございます。残る福島町でも制定に向け検討中でありましたので、新市移行時における当該制度並びに例規の調整整備を進めるに当たりまして、調整結果として、松浦市の例によらし、当該制度の運用に関しましては松浦市の運用を基本に新市に引き継ぐことといたしております。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただいま調整結果報告第25号について報告説明がありました。御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありませんね。それでは特にないようですので、調整結果報告第25号 情報公開関係の取扱いに関することについては、協議会として了承したということで整理させていただきます。

続きまして、調整結果報告第26号 消防、防災関係の取扱いに関することについて議題といたします。総務部会長から報告説明願います。

末吉総務部会長

それでは、調整結果報告第26号（協定項目26号）の消防、防災関係の取扱いに関し、先の消防団の統合並びに報酬等に関する報告（その1）に引き続きまして、報告（その2）といたしまして常備消防並びに災害対策本部についての調整結果について御説明いたします。

議案の1ページをごらんください。

常備消防につきましては、合併までに調整するとして、先の協議会で確認いただいておりますが、先の一部事務組合の常備消防に関する調整事項におきまして、現松浦市、現鷹島町に係る区域については松浦地区消防組合へ合併の前日をもって脱退し、合併の日をもって加入することで確認を得ておりますとおりでございます。

また、併せて現福島区域の常備消防の取り扱いにつきましては、現福島町が伊万里市への委託として対応され、このことは関係機関と協議調整をする方向で確認を受けており、合併に当たっては引き続き新市として伊万里市への委託を継続し、10年以内に松浦市消防本部へ移行することとして調整が行われている次第であります。

続きまして、常備消防の取り扱いに関しましては、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

次に、災害対策本部につきましては、合併時に業務に支障がないよう合併までに調整するとして、先の協議会にて確認をいただいておりますが、事務事業の調整結果として松浦市の例によるものとし、新たに現地本部を設置する規定を設けるという調整結果報告でございます。

この内容は、災害対策基本法の規定に基づき、新市において災害の予防、又は発生するおそれがある場合、並びに災害が発生した場合の行政組織としての対応としてその予防措置、応急措置を講ずることを目的に、市の事務機構において対策本部を設置して、必要な業務組織を確立し、効果的な措置を講じようとするものであります。

これらの措置に関しましては、条例並びに細則を制定し、対策本部の設置並びにその運営に

ついて定めるものでありまして。これらの例規によりまして対策本部の運営のほか、救助、援護、衛生、土木復旧等の分掌事務、情報連絡員の設置など災害時の組織形成と役割の分担を定めるものであります。

関連する条例等につきましては、現在の1市2町におきまして当該対策に関する例規を備え対応しているところではありますが、今回の合併により地域は広域となり、また離島、遠隔地での災害発生を想定する必要があることから、例規の整備に関しましては従来の市庁舎を中心とする本部の設置を基本に、災害発生現場の対応として現地災害対策本部を設置し、応急措置など緊急の事態の対応を迅速に進めることができるよう規程の整備を行うものであります。

このことから、調整結果につきましては、災害対策本部に関することについては、松浦市の例によるものとし、新たに現地本部を設置する規程を設けるといたしまして報告するものであります。

以上です。

吉山会長

ただいま調整結果報告第26号について総務部会長から報告説明がございました。御質問、御意見を受けたいと思います。松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本でございます。

ただいま常備消防につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐという説明を受けたところでございます。ただいまの話の中でも、10年間を福島の伊万里消防署から松浦消防組合への移行ですか、10年間をもってということでございますので、十分理解いただいておりますので、今福島町には福島分署に8名の伊万里市からの職員を配置いただいて運営しておるわけございまして、昨年11月の第5回やったでしょうか、合併協議会の折にうちの志水勝輔委員の方から、なるだけ伊万里消防署の方に対する迷惑を少なくするために10年のスパンでというお願いがあつておるわけございまして、ぜひこの点、御理解はいただいておりますがよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

もう一点は、田平分署について、現時点では期日は明白ではございませんが、いずれ平戸市の方に移行することは明白でございます。なおまた鹿町、あるいは江迎におきましても佐世保市との合併を模索しておられる状況ございまして、この2町につきましても松浦地区消防組合から脱退する方向に進んでいくと思うんですね。そうなった場合、松浦消防組合というのは松浦市単独で持たなければならないという状況になっていこうかと思ひます。

そこで、方向性についてお尋ねしておきたいんですが、そうなった場合、松浦単独でいこうというお考えなのか、あるいは広域消防を立ち上げていこうというお考えなのか、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

なお、もし広域消防を立ち上げるということになりますと、特に福島の場合、ぜひ伊万里の消防本部との広域消防の形態をとってもらいたいと思います。と申しますのは、現在の松浦市もそうとは思いますが、救急医療関係が伊万里市に頼らざるを得ない福島の状況にありますので、この点もつけ加えてお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

吉山会長

まず第1点の、福島町の区域を今後10年までに今度松浦地区消防組合で受けるというそういう話の件ですが、これにつきましては伊万里の消防局の事情というのもございます。十分そこら辺については、3年で移管できるのか、あるいは5年なのか、場合によっては1年後でも対応できるのか、そういったことは福島の地域の事情と伊万里市消防組合と松浦地区消防組合の事情というものを十分参酌しながら対応を図っていかなくてはならないというのが第1点ですね。

それから、田平は19年の4月1日で委託も切れます。そういう新しい平戸市との契約を松浦地区消防組合として結ぶという段取りになっております。併せて、鹿町と江迎、江迎は町長選が控えておって、まだ方向性としては明らかでないんですが、町長候補としては佐世保を向いておるといのが実態のようです。これについては、まだその後でない具体的なことはわかりません。

それから、鹿町は佐世保市とということで、佐世保市の方に呼びかけをしておられる状況です。ただ、このことはまだ不確定です。不確定ですが、そういう呼びかけの内容のとおりになっていきますと、当然佐世保市消防本部との関係の中で、鹿町町の区域については松浦地区消防組合から離れていく、江迎もそういうことの可能性も出てまいる。そうすると今度は松浦市、新しく合併した松浦市独自の単独での消防組合の運営ができるかどうかという問題点が起こってまいります。ですから、こういったもろもろのこと等々を考えてまいりますのが一つと、もう一点、常備消防を今後運営していくについて、総務省の方も一つの消防組合本部の母体としては10万人規模が最低の規模としてとらえられております。したがって、この市町村合併の以前から広域消防化ということでの動きが実はあるわけでございます。当然のことながら、単独ではなかなか難しい、そうするとやっぱり広域での消防組合の再組織化というのが必要になっ

てようかと思えます。

その際に、今度また新しい平戸市の消防本部と広域化、松浦地区消防組合と組むのか、あるいは伊万里と組むのか、また、その三つとも一緒にやっていくという形をとるのか、またほかの選択肢はないのか、こういったこと等を新しい市の中で具体的に調整を、相手のこと等々を十分配慮しながら対応していかなくてはならない。

いずれにしても広域化は避けられないという、そのことははっきりしているだろうと、そういうふうな考え方に立って、今の動きを見ておるところでございます。調整を進めさせていただいておるところでございます。

よろしいですかね。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この常備消防については現在の業務というのはほとんどが、もう99%が何ですか、救急の病人とか病院搬送とか運ぶのがほとんどの業務のようでございます。火災というのは鷹島あたりでは、去年は1件もなかったというような状態でございますので、今後、鷹島の場合は20年に橋がかかるということになると、現在はフェリーで松浦に渡って、それから救急病院に運ぶというシステムになっておりますけれども、これから橋がかかると今度は橋を利用するようになるということになると、鷹島の場合は今後は広域消防ということ念頭に入れて、搬送する場合は伊万里方面、あるいは唐津方面と変わっていくんじゃないかと思うんですよ。

だから、その点今後どうなっていくかわかりませんが、できればやはり伊万里関係を含めた広域消防ということも十分頭に入れておいていただきたい、私はこのように思いますので、フェリーが消えるということはないと思いますけれども、やはり採算性の問題もありますので今後どうなっていくかわかりませんが、これは一刻を争うことでございますので、できればそういう方向で検討していただきたいと、私はそのように思っております。

吉山会長

鷹島の場合は橋がかかることによって環境の変化が著しく出てくる、そういったこと等をやっぱりらみながら、広域化という視点を加えて検討していく必要があるだろうと。そのことが強く要望されたということとらえておきたいと思えます。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですか。

それでは、協議調整結果報告第26号 消防、防災関係の取扱いに関する事、このことにつきましては広域的な視点等々も今後の検討の要請があったということを含めて、事務局からの説明をもって了承といたしたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日用意をいたしました協議調整結果報告につきましては、1番目の報告第21号を除き整理がつかしました。あと21号につきましては、次回まだ日程確認しておりませんが、できるだけ検討の資料足るべき数を大枠であっても検討を加えた上で改めて報告を申し上げさせていただく。その上で議論をしていただくということにいたします。

そういうことで、今日の六つにわたる調整結果報告につきましては区切りといたしたいと思います。ありがとうございました。

あと、閉会の前に事務局から報告、要請があるようでございますので、事務局長にマイクを渡します。

大久保事務局長

ただいま文書を配っております、そのことについての御協議を一つお願いいたしたいと思っております。

何かと申しますと、第5回松浦水軍まつり開催に伴う協議会委員さんの武者行列への参加の協力をお願いでございます。まつり実行委員会から実は参っております。第5回の松浦水軍まつりが10月29、30日の両日に開催されます。この松浦水軍まつりというのは、今福の梶谷城に拠点を構えた松浦水軍、これが松浦党に由来したことで水軍まつりが開催をされているところです。その中で、武者行列が行われるわけなんですけれども、この武者行列は松浦水軍と呼ばれ中世に活躍しました松浦党の武士団の雄姿を今日再現したというふうなものでございます。この武者行列に、ぜひとも合併協議会の委員の皆様には御協力をいただきたいというふうなところでございます。特にこれは1月に合併を控えているということもありまして、そのPRも兼ねてというところでございます。

実はメインは、パレードは2日目の10月30日の日曜日で、1時半からというふうなことになります。そして、松浦中央線と申しまして、駅からバスの営業所を通過して、それがそのまま南下するような大方真っすぐな道がございますけど、そこでパレードをしていただくというよう

なことになると思います。

それで、参加の要請が参っておりますのが、大將に4名様と副將に8名様、計12名様というふうなことで参っております。なお、町長さん方には当日のオープニングに既にもう要請がなされているというふうなことを聞いておまして、首長さん方を除いたところで12名の御協力をお願いしたいというふうなことで参っております、まずそれをお願いしたいと思おまして、もしお願いできれば、どういうふうに割り振って参加していただくかというふうなことまで今日のうちに決めていただければ助かるわけでございますけれども、よろしくお願いたします。

吉山会長

田島委員どうぞ。

田島委員

参加は決めるわけですか。

大久保事務局長

今回……

田島委員

協議会の委員から、そんなら全部対象にならにゃいかんばい。

大久保事務局長

本文にありますけれども、まつり実行委員会から協議会委員の皆様の中からお願いしたいというふうなことで参っております。

吉山会長

会長あてに文書が来ておりますね、どうですかね、合併を直前に控えて松浦の大きな一つのイベントでございます。それを協議会の委員の皆様方御苦労いただいておりますが、御苦労さんということでさらに御苦労していただくということで、御協力お願いできますか。田島さん、よかですね。 はい、ありがとうございました。

そうすると、じゃあ、協議会として協力をしようということで確認してよかですか。そして、人選については武者に似合いそうな方をということは抜きにして、各町で人数を割り振ってそれぞれ選抜をしていただきましょかね。三つの自治体で4名ずつ12名ということで、三四、十二、4名ずつ、永田さんもよかっですよ。4名決まっておるそうですね、福島は。ありがとうございます。鷹島も田島さんよかですね、お願いしておきます。じゃあ、松浦議長の方でひとつよろしく調整をお願いいたします。

じゃ、各市町それぞれ4名ずつお願いをするということで、ひとつイベントを盛り上げていただきたいと思います。御苦勞かけますが、よろしくお願いいたします。

大久保事務局長

今回の日程を。次回につきましては、今日事務機構及び組織の項目が一つ残っております。それで、1日でなくていいだろうと思ひまして、実は3月のときに協議会の予定をお配りしたときには10月19日といたしております。ですから日にちは動かさないで、10月19日は動かさないで、開始を午後1時30分からしたいと思いますが、いかがでしょうか。そして4時ぐらいまでには終わるというふうなことで、協定項目 そしたら、14時からですね。10月19日、水曜日になりますけれども、14時から松浦シティホテルで行います。14時から、できたら16時で終わりたいと思いますので、御協力を次回お願いいたしたいと思ひます。

吉山会長

よろしいですね。10月19日14時よりということで次回の合併協議会を開催させていただきます。

そういうことで本日も長時間にわたって御協議、議論をしていただきました。いよいよ大詰め、調整の最後の日を次の協議会ということになるかと思ひます。さらなる御協力と水軍まつりへの御協力よろしくお願いいたします。どうも御苦勞さんでした。ありがとうございました。

午後3時49分 閉会